官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　二
〔省　令〕
○第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（総務一六）　三
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（同一七）　三〇
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　三二
○産業競争力基盤強化商品に関する省令（経済産業一六）　五五
〔告　示〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件の一部を改正する件（内閣府三二～三四）　五六
○食品表示基準第二条第一項第十号イの別表第二十六の一の項から六の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号ロの別表第二十七の二の項第八号の規定及び四の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示（同三五）　六六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁二三）　三〇
○児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件（こども家庭庁一）　三三
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和五年度の公営企業の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件（総務八八）　三三
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和五年度の財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件（同八九）　三五
○令和五年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（同九〇）　四四
○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（財務・経済産業四）　四四
○我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準（同五）　四六
○特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働六五）　四九
○特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同六六）　五二
○特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同六七）　五五
○半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（経済産業二五）　五七
○石油精製業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同二六）　五二
○航空機産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同二七）　五六
○金属産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同二八）　五八
○自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同二九）　六三
○化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同三〇）　七〇
○測量法第五十条第一号から第五号までに掲げる者及び同法第五十一条第一号から第四号までに掲げる者のそれぞれと同等以上の知識及び技能を有する者等を定める件（国土交通二〇四）　七七
○昭和五十九年建設省告示第九百六十九号の一部を改正する件（同二〇五）　七九
○航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示（同二〇六）　八〇
○都市計画に関する件（関東地方整備局一二二～一三〇）　八三
○道路に関する件（北陸地方整備局一四）　三〇
○都市計画に関する件（中部地方整備局二六～二八）　三一
○道路に関する件（九州地方整備局三九）　三一
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（北海道）（気象庁）　三一
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（埼玉県）（同）　三一
水防活動用洪水予報及び警報の運用変更について（同）　三三
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三三
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　三四

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第五条）	第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　削除	第二章　削除
第二章の二　事業適応の円滑化	第二章の二　事業適応の円滑化
第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）	第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）
第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十）	第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十一）
第三章　事業再編の円滑化	第三章　事業再編の円滑化
第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）	第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）
第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）	第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）
第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）	第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）
第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）	第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）	第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）
附則	附則

（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る課税の特例）

第十一条の二十　法第二十一条の三十五第二項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、認定事業適応計画の実施期間内の各事業年度において、当該各事業年度終了後一月以内に、様式第十八の十九による確認申請書（以下この条において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応が法第二十一条の三十五第二項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準（令和七年財務省・経済産業省告示第五号。次項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかにエネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応がエネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八の二十による確認書を交付するものとする。

（創業支援等事業計画の認定の申請）

第四十二条　（略）

2　（略）

3　市町村が実施する創業支援等事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　（略）

第十一条の二十及び第十一条の二十一　削除

（創業支援等事業計画の認定の申請）

第四十二条　（略）

2　（略）

3　市町村が実施する創業支援等事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　（略）

様式第十八を次のように改める。

様式第十八（第11条の２第１項関係）

事業適応計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の22第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標

（２）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容

①　事業適応の類型

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③　事業適応の具体的内容

（２）事業適応を行う場所の住所

（３）事業適応に伴う設備投資等の内容

（４）事業適応の実施時期

①　事業適応の開始時期及び終了時期

②　毎事業年度の実施予定

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①　必要な資金の額及び調達方法の概要

②　必要な資金の額及び調達方法

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

４．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

４．第11条の２第２項各号に掲げる書類及び同条第３項の規定による求めに係る書類を添付すること。

５．法第21条の35第１項の規定による確認を受けたい場合は、この申請書に様式第18の17を併せて提出すること。

（記載要領）

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表１により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号。以下「実施指針」という。）第３項第２号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。

（２）下記２．（１）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、情報技術事業適応に係る数値目標については、この申請書に様式第 18 の 17 を添えて提出する場合は、任意記載事項とし、また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち２．（２）に記載する住所において既に２．（１）①に記載する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている者は、本認定申請書の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（６以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する５事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載する。

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容を記載する。

①　法第２条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①情報技術事業適応及び②エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画を申請する場合には、生産する産業競争力基盤強化商品を半導体・自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料のうちから選択し記載する。また、半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

（イ）情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

（ロ）エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．（２）に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあっては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。

（２）事業適応を行う場所の住所を記載する。

（３）上記（１）①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

（４）事業適応の実施時期について記載する。

①　事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

②　別表３により、毎事業年度の実施予定を記載する。

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては任意記載事項とする。

①　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

②　必要な資金の額及び調達方法は、別表４により記載する。

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第11条の２第２項第５号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

４．その他

この申請書の提出と併せて様式第18の17を提出する場合は、その旨を記載する。資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、別表５により必要な事項を記載する。

産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、以下の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）を記載する。

（１）付加価値の創出を実現するための生産性の向上及び需要の拡大に関する現状の取組及び今後の取組方針、並びに事業適応を実施する事業所における産業競争力基盤強化商品の販売を行う事業年度ごとの付加価値率の数値目標

（２）生産及び販売する産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針、及び当該取組方針に係る数値目標

（３）生産活動の安定化に向けた現状の取組及び今後の取組方針。具体的には、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針

（４）継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針

加えて、自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、（５）の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）

（５）当該産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の定量的な削減量（次に掲げる産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次に定める商品との比較）及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性

①　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるもの）

②　鉄鋼　高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼

③　基礎化学品　化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの

④　燃料　化石燃料

別表１（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

（注）外部評価機関（第11条の２第２項第８号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表２－１（情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容）

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）	税制対象
1								
2								
3								
合計							（　）	

（注）

１．「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。

２．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。

３．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

４．この申請書に様式第18の17を添えて提出する場合において、租税特別措置法の定めるところにより租税特別措置の適用を受けようとするときは、当該設備等の税制対象の有無を記載する。

５．税制対象外設備を含む場合は、合計金額欄において、内数として括弧書で税制対象設備の合計金額を記載すること。

（２）上記（１）のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

（注）ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表２－２（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）企業及び事業所の概要

中小企業者等の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換

			算）3,000 キロリットル以上の該当の有無

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「中小企業者等」とは、租税特別措置法第 10 条の５の６第９項第１号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 12 の７第６項第１号に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

3．「エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

（２）生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率（%）	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
					合計		

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。

3．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

4．「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和３年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第３号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和６年国土交通省告示第 289 号）第４号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

（３）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容

	種類	設備等の名称	数量	新規投資	事業供用時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
				合計		

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び生産工程効率化等設備の導入に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「種類」は、半導体生産用資産（租税特別措置法第 42 条の 12 の７第７項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第 10 項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）及びこれらとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産（以下「特定減価償却資産」という。）の税務上の区分（機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物）を記載すること。

3．特定減価償却資産は、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備（当該事業適応計画の認定の日以前に取得したものも含む。）及び自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和３年経済産業省告示第 160 号）第３号ロ（２）に規定する生産設備に該当するものを記載すること。

4．「設備等の名称」は、生産及び販売を計画する産業競争力基盤強化商品に係る半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）及び特定減価償却資産の具体的な内容を記載する。

5．「新規投資」は、当該半導体生産用資産等の取得が、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 45 号）の施行の日以後における、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合、「○」を記載する。

6．「事業供用時期」は、半導体生産用資産等の事業供用を予定する年月を記載する。既に事業の用に供している特定減価償却資産については、「事業供用済」と記載する。

7．「合計金額」は、半導体生産用資産等については予定する取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と本認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を記載する。

別表２－３（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内

容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－１（事業適応の実施時期）

事業適応の実施時期

年　度	実　施　内　容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）

１．計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。

２．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－２（半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画）

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

（注）

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始日以後10年以内の日を含む各事業年度のうち、生産又は販売を予定している年度における計画を記載すること。

２．「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第１号イ及びロ（１）から（３）まで、第２号イ及びロ、第３号、第４号イからナまで並びに第５号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。

３．産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量（燃料にあっては、化石燃料に係る部分を除く。）を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする（以下同じ。）。

（１）半導体：枚（200ミリウエハー換算）

（２）自動車：台

（３）鉄鋼：トン

（４）基礎化学品：トン

（５）燃料：リットル

別表４（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用＼調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額						

（注）

１．「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．法第21条の24第１項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表５（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（１）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

（２）自社の事業活動における気候変動の重要性

（３）環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

１．外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

２．公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、（３）の記載は要しない。

様式第十八の十九及び様式第十八の二十を次のように改める。

様式第十八の十九（第11条の20第１項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の35第２項の確認を受けたいので、申請します。

記

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

（１）エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

（２）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

	種類	設備等の名称	数量	取得時期	事業供用時期	投資額（千円）
1						
2						
3						
					合計	

（注）

１．半導体生産用資産等とは、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の７第７項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第10項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

２．特定減価償却資産とは、半導体生産用資産等とともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。

３．「投資額」は、半導体生産用資産等については取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と事業適応計画の認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額（認定事業適応計画別表２－２(3)に記載された額）を、それぞれ記載する。

（３）当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売先	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量

（４）当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計

（５）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の販売数量

（６）半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

事業供用日からの期間	調整後販売数量	返品等数量
事業供用日から事業供用日以後７年を経過する日までの期間		

事業供用日以後７年を経過する日の翌日から事業供用日以後８年を経過する日までの期間		
事業供用日以後８年を経過する日の翌日から事業供用日以後９年を経過する日までの期間		
事業供用日以後９年を経過する日の翌日以後の期間		

（７）その他

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．当該認定事業適応計画及びそれに係る第11条の20第２項の規定による求めに係る書類を添付すること。

（記載要領）

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

認定事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標を記載する。

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

（１）エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

事業適応について確認を求める年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行った事業年度であり、本様式により産業競争力強化法第21条の35第２項の確認を求める年度をいう。以下同じ。）とともに、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場所などを記載する。

（２）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容

認定事業適応計画に従ってその認定の日から当該事業年度終了の日までに取得及び事業供用をした半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、認定事業適応計画における半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内訳と整合的な形で、当該半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日を記載し、それを確認できる書類を添付して提出する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（３）確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

様式の表の形式にて整理し記載する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。また、納品書など、産業競争力基盤強化商品の販売先、販売数量の証拠となる書類を添付すること。確認を求める事業年度の生産数量については、認定事業適応計画における半導体生産用資産等を用いて生産した産業競争力基盤強化商品の数量を記載すること。

産業競争力基盤強化商品のうち半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること（以下（４）も同じ。）。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

（４）確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類別に、当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計を記載すること。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（５）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前５年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該５年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画２．⑵に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画１．⑵に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量を記載すること。

（６）半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

半導体生産用資産等の事業供用日からの経過期間ごとの、確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の調整後販売数量及び返品等数量を記載すること。

①　調整後販売数量については、上記（４）に記載した数量から上記（５）に記載した数量を控除した数を記載すること。

②　返品等数量については、次に掲げる数量の合計数量を調整後販売数量を上限として記載すること。

イ　確認を求める事業年度において、認定事業適応事業者に返品された数量及び認定事業適応事業者がその関係会社等（当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号に規定する親会社をいう。）をもつ会社をいう。以下同じ。）に販売した産業競争力基盤強化商品のうちその関係会社等に対して返品された数量の合計

ロ　当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第７条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量

（７）その他

①　認定事業適応計画に記載された、付加価値の創出を実現するための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された当該事業年度における付加価値率の目標と、事業適応を行う事業所における当該事業年度の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載すること。

②　認定事業適応計画に記載された、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された、経済波及効果に関する指標の目標と、当該事業年度における同指標の実績値を記載すること。

③　認定事業適応計画に記載された、安定的な生産活動が行われるための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

④　認定事業適応計画に記載された、継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

⑤　認定事業適応計画に記載された、産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量の更なる拡大に向けた取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。ただし、半導体の生産及び販売に係る認定事業適応計画については、記載を要しない。

⑥　本申請書が提出された日における、認定事業適応事業者による下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第２条第４項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針の公表の有無を記載すること。

様式第十八の二十（第11条の20第３項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認書

年　　月　　日

殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあったエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認について、産業競争力強化法第21条の35第２項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．認定事業適応計画の概要
５．認定事業適応計画に従って取得した半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額の合計
６．認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

（記載要領）

「認定事業適応計画の概要」では、様式第18の19と併せて提出された様式第18又は様式第18の５に係る事業適応計画の産業競争力強化法第21条の35第２項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準への適合性を明らかにすること。

「認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量」では、産業競争力基盤強化商品の種類別に、我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準第１号の規定に基づき確認した当該産業競争力基盤強化商品の販売数量を記載すること。

様式第四十七を次のように改める。

様式第四十七（第48条第１項関係）

年度における認定事業適応計画の実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた事業適応計画の　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．事業適応計画の目標の達成状況

（１）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

（２）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

２．実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

３．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業適応計画の目標の達成状況

（１）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。

（２）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

２．実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、別表１により計画と実績を対比させて記載する。なお、半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、別表２により、半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績を記載すること（ただし同一事業年度について、様式第18の19による確認申請書を提出する場合には、記載を要しない。）。

（１）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

（２）租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第１項、第２項又は第３項の規定に基づき、第48条第１項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

３．その他特筆すべき事項を記載する。

別表１

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区　分	計　画	実　績
実施内容等		

別表２

半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

（注）

１．「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号）に規定する商品の中から選択して記載すること。

２．産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

（１）半導体：枚（200ミリウエハー換算）

（２）自動車：台

（３）鉄鋼：トン

（４）基礎化学品：トン

（５）燃料：リットル

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年三月二十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○総務省令第十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百十条の四第一項、第三項及び第四項、第百十条の五第一項、同条第二項において読み替えて準用する第百十条第二項及び第五項並びに第百七十六条の二並びに電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第五条の二第一項の規定に基づき、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日　　総務大臣　村上誠一郎

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　第二種交付金
　第一節　第二種交付金の額等の認可申請（第四条）
　第二節　第二種交付金の額の算定方法等（第五条―第八条）
　第三節　原価の算定等
　　第一款　総則（第九条）
　　第二款　第六条式による原価の算定（第十条―第十三条）
　　第三款　第七条式による原価の算定等（第十四条―第十八条）
　第四節　第二種交付金の交付の特例（第十九条―第二十二条）
第三章　第二種負担金
　第一節　第二種負担金の額等の認可申請（第二十三条）
　第二節　第二種負担金の額の算定方法等（第二十四条・第二十五条）
　第三節　収益の額の算定等（第二十六条―第二十九条）
　第四節　第二種負担金の徴収の特例（第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等を定め、もって第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とする。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「報告規則」という。）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービス　施行規則第十四条の三第一項第一号に掲げる第二号基礎的電気通信役務をいう。

二　第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービス　施行規則第十四条の三第一項第二号に掲げる第二号基礎的電気通信役務をいう。

（特別の理由がある場合における総務大臣の許可）

第三条　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗ずる率その他第二種交付金及び第二種負担金に関して特別の理由がある場合においては、第二種適格電気通信事業者及び支援機関は、総務大臣の許可を受けて、その必要の限度においてこの省令の規定によらないことができる。

第二章　第二種交付金

第一節　第二種交付金の額等の認可申請

第四条　法第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法についての認可（次項において「第二種交付認可」という。）の申請は、様式第一の申請書に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて、事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）経過後七月以内に行わなければならない。

2　第二種交付認可の申請後に当該申請に係る第二種交付金の額について変更が生じた場合には、当該申請の期限の属する月の翌月の初日から起算して九月を経過するまでの間に限り、様式第一の申請書に、前項に規定する書類を添えて、改めて第二種交付認可の申請をすることができる。

第二節　第二種交付金の算定方法等

（第二種交付金の額の算定方法等）

第五条　法第百十条の四第一項の総務省令で定める方法は、事業年度ごと及び第二種適格電気通信事業者ごとに、次の各号に掲げる支援区域の区分ごとに当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法とする。

一　一般支援区域　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービス又は第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの別ごと（以下単に「役務ごと」という。）に次条に規定する手法（以下「第六条式」という。）により算定した額を合計する方法

二　特別支援区域　次のイ及びロに掲げる単位区域の区分ごとに当該イ及びロに規定する額を合計する方法

イ　次のロに掲げる単位区域を除く単位区域　役務ごとに第六条式により算定した額を合計した額

ロ　施行規則第四十条の八の五第二項各号のいずれかに該当する単位区域（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日において当該各号のいずれかに該当していた単位区域に限り、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定により当該各号のいずれかに該当するものとみなされる単位区域を含む。第十四条第二項第一号及び第十五条第二項第一号において同じ。）　役務ごとに第七条に規定する手法（以下「第七条式」という。）により算定した額を合計した額

2　前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。

3　第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

4　前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

5　前各項の規定による第二種交付金の額の算定に当たっては、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務を考慮しないこととする。

（第六条式による第二種交付金の額の算定）

第六条　一般支援区域及び前条第一項第二号イに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごと及び一般支援区域又は特別支援区域の別ごとに、それぞれ次節第二款の規定により算定する担当支援区域（法第百七条第二号に規定する担当支援区域をいう。以下同じ。）ごとの原価の合計額から、施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値に、次の各号に掲げる値を乗じて得た額を控除する手法を用いることとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いることとする。

一　当該原価の算定に用いた回線数の合計数

二　三分の二（第十一条第一項第一号の規定により、電気通信役務及び放送役務（放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。）の役務をいう。以下同じ。）の提供による設備の共用に係る原価の配賦基準として二分の一を適用して原価を算定した回線がある場合には、当該回線については二分の一）

（第七条式による第二種交付金の額の算定）

第七条　第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごとに、第十四条から第十六条までの規定により算定する担当支援区域ごとの原価から、それぞれ第十七条の規定により算定する当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が零以下の場合は、零とする。）を合計する手法を用いることとする。

（原価等の届出）

第八条　法第百十条の四第三項の規定による届出（以下「第八条届出」という。）は、事業年度経過後五月以内に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び当該役務の提供により生じた収益の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて行うとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

2　法第百十条の四第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次条第三項の規定により記録した回線数

二　担当支援区域ごとの第五条第一項第一号、同項第二号イ又は同号ロに掲げる支援区域の区分の別

三　担当支援区域のうち第五条第一項第一号又は同項第二号イに掲げる支援区域ごとの第十条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中において定める電気通信回線一回線当たりの原価

四　担当支援区域のうち第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域ごとの次のイ及びロに掲げる事項

イ　第十五条第三項第五号に掲げる事由による設備の更新の詳細その他の第十四条から第十七条までの規定により算定する原価及び収益の額の算定根拠（ロに掲げるものを除く。）

ロ　第十八条の規定により原価の算定根拠を整理した場合にあっては、同条第一号に掲げる収容ルータに関する事項その他の同条各号に掲げる事項

五　第三条の規定により総務大臣の許可を受けようとする場合における、この省令の規定によらずに原価を算定しようとする電気通信設備に関するその算定根拠その他この省令の規定によらない事項及びその理由

第三節　原価の算定等

第一款　総則

第九条　法第百十条の四第四項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところにより、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を、役務ごと、一般支援区域又は特別支援区域の別ごと、担当支援区域ごと及び第六条式又は第七条式の別ごとに算定する方法とする。

2　法第百十条の四第三項に規定する原価は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門（接続会計規則第二条第二項第一号に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。以下同じ。）及び設備利用部門（同項第二号に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。以下同じ。）ごとに算定することとする。

3　第二種適格電気通信事業者は、役務ごと及び担当支援区域ごとの、毎事業年度末における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数（地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数を除く。）を別表第三により記録し、当該記録を用いてこの節の定めるところにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を算定することとする。

第二款　第六条式による原価の算定

（第六条式による第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定）

第十条　一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に用いる電気通信設備及びこの附属設備等の管理運営に必要な資産及び費用について能率的な経営の下における適正な原価として算定する担当支援区域ごとの当該提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に前条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。

（第六条式による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの原価の算定）

第十一条　前条第二項に規定する担当支援区域ごとの第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価は、担当支援区域ごとに、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に規定する額を合計することにより算定することとする。

一　固定端末系伝送路設備部門　次に掲げる額を合計した額に三分の二（電気通信役務及び放送役務の提供による設備の共用の態様が芯線を共用するものでない電気通信回線については、二分の一とする。第十五条第六項、第十六条第三項及び第十七条第二項第二号において同じ。）を乗じた額

イ　担当支援区域ごとの可住地面積及び想定される需要に応じて第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に必要と推計される固定端末系伝送路設備の規模並びに回線密度（当該需要を当該面積で除して得た値をいう。）に応じて通常要すると見込まれる費用の額

ロ　担当支援区域ごとに推計する最寄りの収容局（第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に用いる固定端末系伝送路設備を直接収容する局舎をいう。以下同じ。）からの距離及び想定される需要に応じて第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に通常要すると見込まれる費用の額

二　海底ケーブル部門　次に掲げる額を合計した額に他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者との設備の共用に係る原価の配賦基準として前条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順において定める値を乗じた額

イ　担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に必要な海底ケーブルの長さ及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額

ロ　担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に必要な陸揚局の有無及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額

２　前項の規定による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価の算定は、次の各号に掲げる事項を確保するものとする。

一　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するように構成すること。

イ　安全性及び信頼性に関する関係法令に適合するものであること。

ロ　現に当該電気通信設備を用いて第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスを提供している単位区域において当該提供に用いることができるものであること。

ハ　前条第一項の通知の直近に国が行った調査等の結果に基づき位置を設定する端末設備又は自営電気通信設備を使用する利用者に対して電気通信役務を提供するときに用いるものであること。

ニ　前条第一項の通知の直近に報告規則第二条の規定に基づき報告されたＦＴＴＨアクセスサービスの回線数を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有するものであること。

二　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、別表第四第一の左欄に掲げる対象部門又は同表第三の左欄に掲げる附属設備等に応じ同表第一の右欄に掲げる設備又は同表第三の右欄に掲げる附属設備等ごとに区分して算定すること。

三　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る固定資産価額については、前項各号に掲げる部門ごとの電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設ごとに別表第五に掲げる方法により算定すること。

四　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る費用の額については、別表第六第一の左欄に掲げる費用区分及び別表第四第三の左欄に掲げる附属設備等の区分に応じ別表第六第一に掲げる算定方式及び同表第二に掲げる配賦基準により算定すること。

五　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額については、第十四条第二項第三号の規定（第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る部分に限る。）により算定すること。

（第六条式による第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定）

第十二条　一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

２　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、前条の規定により算定する電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に当該手順において定める係数を乗ずることにより算定する担当支援区域ごとの第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。

３　前項に規定する係数は、第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に係る固定端末系伝送路設備における光ファイバ及び同軸ケーブルの設備量の比率、収容局において収容可能な回線数その他の第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスを提供する電気通信事業の実態に即して定めることとする。

４　第二項に規定する設備管理部門の原価は、第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に係る電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、別表第四第二の左欄に掲げる対象部門又は同表第三の左欄に掲げる設備又は同表第三の右欄に掲げる附属設備等ごとに区分して算定することを確保するものとする。

（第六条式による設備利用部門の原価の算定）

第十三条　一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

２　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な資産及び費用を基礎として算定する担当支援区域ごとの当該役務の提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備利用部門の原価（広告又は宣伝に係る費用を除く。）に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

第三款　第七条式による原価の算定等

（第七条式による設備管理部門の原価の算定）

第十四条　第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

２　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）

ロ　施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費

二　更新した設備の減価償却費　担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置に当たって設備の更新を行った場合における当該更新に要した費用の額に限る。）を当該設置した電気通信設備の耐用年数で除して得た額を合計した額

三　他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税　次条第四項の規定により計算した額

四　前各号に掲げるもののほか第二号基礎的電気通信役務を提供するための電気通信設備の効率的な活用の観点から既に設置されている電気通信設備又はこの附属設備等を当該提供に用いる場合における当該設備を維持管理するための費用　当該設備の数量に法第三十三条第二項の規定により総務大臣が認可した接続約款における当該設備に係る接続料その他これに類する単価を乗じて得た額を合計した額

第十五条　前条第二項各号に掲げる費用は、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に係る費用に限り原価として算定することとする。

２　前条第二項第一号に掲げる施設保全費等に係る原価の算定は、次の各号に掲げるところによることとする。

一　当該施設保全費等は、次に掲げる単位区域の別に応じ、それぞれ次に掲げる費用に限り原価として算定することとする。

イ　施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域　当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用

ロ　施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域　次に掲げる費用

(1)　当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用

(2)　この款の規定により算定する費用に係る第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度において次の(3)の規定に基づきその費用を原価として算定した電気通信設備に係る費用（(1)に掲げる費用を除く。）

(3)　この款の規定により算定する費用に係る第八条届出をする日の属する事業年度の翌事業年度中に所有者である地方公共団体から譲り受けることを合意している電気通信設備に係る費用の額に当該翌事業年度の開始の日から当該合意により当該電気通信設備を譲り受けることを予定している日（その日が当該翌事業年度の開始の日から第十九条第一項に規定する応当日までの間に属する場合は当該応当日を当該譲り受けることを予定している日とみなす。第二十一条第二項において「譲受予定日」という。）の前日までの日数を当該翌事業年度の日数から控除した日数を当該翌事業年度の日数で除した値を乗じて得た額に相当する費用

二　当該施設保全費等に除却損又は撤去費用を原価として算定しようとする場合は、次項に規定する設備の更新に係る除却損又は撤去費用に限ることとする。

三　当該施設保全費等は、前項の規定にかかわらず、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に係る費用に加え、第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に必要となる収容ルータに係る費用を原価として算定することができることとする。

四　前条第二項第一号に規定する係数は、法第三十三条第二項の規定により総務大臣が認可した接続約款における設備管理運営費比率とすることとする。

3　前条第二項第二号に掲げる更新した設備の減価償却費は、次の各号に掲げる事由による設備の更新に係るもの（特別損失に属するものを除く。）に限り原価として算定することとする。ただし、地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けて更新した設備であって当該設備の固定資産の帳簿価額が圧縮記帳により減額されていないものの減価償却費は、当該各号に掲げる事由による設備の更新に係るものに含まないこととする。

一　道路の拡幅その他の道路の整備

二　鳥獣害による損壊

三　設備の老朽化

四　災害による損壊

五　その他担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供の維持（当該役務の提供の維持に必要となるものに限る。）

4　前条第二項第三号に掲げる費用の額の計算については、接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとする。

第十一条第一項	
一般法定機能に係る他人資本費用の額	第二種適格電気通信事業者の提供する第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービス又は第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービス（卸電気通信役務を含む。以下「第二号算定対象電気通信役務」という。）に係る他人資本費用の額
当該一般法定機能	当該第二号算定対象電気通信役務
第十一条第二項	
一般法定機能	第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第十四条及び第十五条の規定に基づきその費用を同条に規定する電気通信設備、その附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「第二種算定対象設備等」という。）の
対象設備等	第二種算定対象設備等の正味固定資産価額を基礎として
第十一条第三項	
法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門に従って整理した設備管理部門
第一種指定電気通信設備	第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備
電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された	電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産に係る項目に従って整理した
同表様式第一に記載された	同様に整理した
第十一条第五項	
対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）	第二種算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料、固定資産税相当額及び租税公課相当額を除く。）
一般法定機能の	第二号算定対象電気通信役務の
一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び第十三条第一項	
一般法定機能	第二号算定対象電気通信役務

5　前条第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受ける場合には、第七条式による原価の算定から当該給付金の額を控除することとする。

6　前条第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による設備利用部門の原価の算定）

第十六条　第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

２　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を当該前事業年度末の回線数と当該前事業年度末の回線数の合計を二で除した役務ごとの値（次条第二項第一号において「平均回線数」という。）で除して得た額に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

３　第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による収益の額の算定）

第十七条　第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益の額の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

２　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、次の各号に掲げる額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの収益の額を算定するものとする。

一　第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該第二種適格電気通信事業者の役務ごとの収益の額（別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を平均回線数で除して得た額（次号において「全国平均収益額」という。）に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額

二　全国平均収益額に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものに限る。）及び三分の二をそれぞれ乗じて得た額

三　前項に規定する担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額

（第七条式により算定した原価の算定根拠の整理）

第十八条　第十四条から第十六条までの規定に基づき第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を算定した第二種適格電気通信事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該算定の根拠として、当該算定に係る担当支援区域ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を整理しなければならない。

一　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に必要となる収容ルータに係る費用を原価として算定している場合　第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる事項

イ　当該収容ルータに係る費用を含めて原価を算定した担当支援区域名

ロ　当該収容ルータを用いて第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する全ての担当支援区域名

ハ　当該収容ルータの設置又は維持を必要とする理由

二　第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合　第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数及び当該共用に係る回線数

三　自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ている場合　第八条届出をする日の属する事業年度における当該使用させる事業者名及び当該事業者ごとの当該収益の額

四　所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を提供している場合　次のイ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ当該イ又はロに掲げる事項

イ　当該譲受後に初めて第八条届出をする場合　当該譲受が無償によるものであるか有償によるものであるかの別及び当該譲受が有償によるものである場合における譲受の価額並びに当該譲受に際し地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けているか否かの別及び当該交付を受けている場合における補助金その他の給付金の額

ロ　当該譲受に際して、又は当該譲受後に、第十五条第三項第五号に規定する事由により設備の更新を行った場合　当該更新の目的、当該更新に要した費用及び当該更新に係る電気通信設備の概要

第四節　第二種交付金の交付の特例

（第二種適格電気通信事業者に初めて指定された者に係る特例）

第十九条　第八条届出をした日の属する事業年度の開始の日から当該第八条届出をした日の前日までの間に新たに法第百十条の三第一項の規定により第二種適格電気通信事業者に指定された者に対して当該事業年度の翌事業年度に交付する第二種交付金の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した第二種交付金の額となるべき額（第十五条第二項第一号ロ⑶に掲げる費用のみを原価としてこの章（この項を除く。）の規定により算定した第二種交付金の額となるべき額（以下この項において「譲受設備に係る額」という。）を除く。）に当該指定を受けた日から起算して一年を経過した日（次項において「応当日」という。）から当該第八条届出をした日の属する事業年度の翌事業年度の終了の日までの日数を当該翌事業年度の日数で除した値を乗じた額に、当該譲受設備に係る額を加えて得た額とする。

２　前項の第二種交付金の交付は、応当日が属する月の翌月から開始するものとする。

（担当支援区域の指定の解除等に係る特例）

第二十条　法第百十条の三第三項の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日（以下この項において「担当解除日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一　当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めずにこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額（次号において「解除後交付金額」という。）に担当解除日が属する月から当該事業年度終了の日が属する月までの月数（担当解除日の属する月を含む。）を十二で除した値を乗じて得た額

二　当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めてこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額から解除後交付金額を控除した額を十二で除した額に、担当解除日の属する月の初日から担当解除日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額

２　法第百十条の三第六項の規定に基づきその第二種適格電気通信事業者の指定を取り消された者に対して交付する当該取消しの日（以下この項において「適格取消日」という。）の属する月に係る第二種交付金の額は、当該者が引き続き第二種適格電気通信事業者であるとした場合の当該月に係る第二種交付金の月額となるべき額に、当該月の初日から適格取消日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額とする。

（地方公共団体から電気通信設備を譲り受ける場合の特例）

第二十一条　第十五条第二項第一号ロ(2)又は(3)に掲げる費用を原価として算定した第二種適格電気通信事業者に対する当該算定の対象となった電気通信設備に係る第二種交付金の交付は、当該第二種適格電気通信事業者から支援機関に対し当該電気通信設備を地方公共団体から譲り受けた旨の連絡があった日の属する月の翌月から開始するものとする。

2　前項の第二種適格電気通信事業者から支援機関に対し譲受予定日を当該日の翌日以後の当該日の属する事業年度又はその翌事業年度のいずれかの日に変更した旨の連絡があった場合における当該第二種適格電気通信事業者に対する当該譲受予定日を変更した電気通信設備に係る第二種交付金の額は、当該変更後の日を譲受予定日とみなしてこの章の規定により改めて算定するものとする。ただし、当該事業年度の開始の日から当該事業年度にする第八条届出の日の前日までの間に当該譲受予定日を当該翌事業年度のいずれかの日に変更した旨の連絡があった場合は、当該第八条届出の内容によることとする。

（高速度データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例）

第二十二条　次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となったと認められる高速度データ伝送役務提供事業者（以下この条において「納付困難事業者」という。）がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日（以下この条において「事由発生日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき第三章の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務（法第百七条第二号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第二号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率（次項において「第二種交付金対業務費比率」という。）で按分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に対応する額を減じて得た額とすることができる。

一　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項から第三項まで、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百二十条第一項又は同条第二項において準用する会社更生法第百九十九条第二項若しくは第三項の規定による更生計画認可の決定

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

三　会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六十九条第一項の規定による特別清算に係る協定の認可の決定

四　その他総務大臣が告示する事由

2　前項の規定により第二種交付金の額を算定した場合において、事由発生日以降に納付困難事業者から当該納付困難事業者が納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を第二種交付金対業務費比率で按分した額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

3　前二項の場合において、二以上の第二種適格電気通信事業者に対する第一項に規定する第二種交付金の額となるべき額から減ずることができる額又は前項に規定する交付することとする額は、当該第二種適格電気通信事業者に交付すべき第二種交付金の額となるべき額の第二種交付金の総額に占める割合に基づき算定することとする。

第三章　第二種負担金

第一節　第二種負担金の額等の認可申請

第二十三条　法第百十条の五第二項において準用する法第百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法についての認可（以下「第二種負担認可」という。）の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、事業年度経過後七月以内に行わなければならない。

一　高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

二　高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額（第二十七条の規定により算定した収益の額をいう。以下同じ。）の算定方法

三　第二種負担金の徴収方法

四　第二種負担金の納付期限

五　法第百十二条の規定に基づき区分して整理した第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種支援業務に係る経理の状況

六　第二種支援業務に要する費用の額の算定方法及びその算定結果

2　第二種負担認可の申請後に当該申請に係る第二種負担金の額について変更が生じた場合には、当該申請の期限の属する月の翌月の初日から起算して九月を経過するまでの間に限り、様式第二の申請書に、前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、改めて第二種負担認可の申請をすることができる。

第二節　第二種負担金の額の算定方法等

（第二種負担金の額の算定方法）

第二十四条　法第百十条の五第二項において準用する法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する次の第一号に掲げる値に、次の第二号に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。

一　回線単価（高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。）の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。）

二　この条の規定による第二種負担金の額の算定の直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数（報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定により電気通信事業者から報告される月ごとの回線数を用いて次条第一項の規定により総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の算定の対象となる回線数をいう。以下同じ。）の合計数

2　前項の規定に基づき総務大臣が告示する方法は、同項の算定の日が属する事業年度の前事業年度に徴収した第二種負担金の総額から当該前事業年度に交付した第二種交付金の総額及び当該前事業年度に要した第二種支援業務に係る費用の額を合計した額を控除してなお残余がある場合において当該残余の額を同項の算定の日が属する事業年度における第二種負担金の総額から控除して回線単価を算定する方法その他の方法により回線単価を算定するものとする。

3　前二項の規定により算定した各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額の、当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（施行令第五条の二第二項に規定する割合をいう。以下同じ。）を超える場合の当該高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額は、当該各項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

4　支援機関は、回線単価を算定したときは、各高速度データ伝送役務提供事業者（第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した者に限り、直近の当該書類の提出後に第二十九条に規定する書類を提出した者を除く。）に当該回線単価を通知するほか、インターネットを利用することにより、当該回線単価が適用される間継続してこれを公表することとする。

（算定対象回線数の算出及び通知）

第二十五条　総務大臣は、電気通信事業者から報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による月ごとの回線数の報告を受けたときは、遅滞なく、次項の規定により当該回線数から算定対象回線数を算出し、月ごとにこれを支援機関に通知することとする。ただし、同条に規定する期限までに当該報告がない場合には、直近において当該電気通信事業者から当該報告を受けた回線数を用いて算定対象回線数を算出しこれを通知することができることとする。

2　算定対象回線数の算出に当たっては、次の各号に掲げる電気通信役務の別ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法によるほか、当該電気通信役務以外の電気通信役務については前項に規定する報告を受けた回線数を算定対象回線数とする方法によることとする。

一　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス　これを提供する高速度データ伝送役務提供事業者から報告規則様式第三十一により報告される一次ＭＶＮＯ（当該様式注一に規定する一次ＭＶＮＯをいう。）に提供する回線数から報告規則様式第三十一の七により報告される回線数に基づき算出する施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務（同条第一号及び同条第二号チに掲げる電気通信役務を除く。）の回線数を控除する方法

二　ＦＴＴＨアクセスサービス　これを提供する高速度データ伝送役務提供事業者から報告規則様式第三十により報告される回線数に当該高速度データ伝送役務提供事業者から提供される卸電気通信役務を専ら利用することによりこれを提供する電気通信事業者から報告規則様式第三十の二により報告される当該提供に係る回線数を加える方法

3　第一項の通知に当たり、第二種負担認可の日が属する事業年度の翌事業年度に高速度データ伝送役務提供事業者が高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を他の電気通信事業者に承継させ、又は譲り渡した場合にあっては、当該翌事業年度においては、当該電気通信事業の一部に係る回線数を当該高速度データ伝送役務提供事業者の回線数に含めて算定対象回線数を算出することとする。

第三節　収益の額の算定等

（高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定）

第二十六条　高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次条に定めるところにより、事業年度ごとの収益の額を算定することとする。

（高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定方法）

第二十七条　法第百十条の五第一項ただし書及び施行令第五条の二第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。

一　音声伝送役務

二　専用役務

三　データ伝送役務

2　前条の算定の日が属する事業年度（事業年度経過後五月以内に限る。）又は当該事業年度の前事業年度において電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があった場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の電気通信事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者である高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者による前項の収益の額の算定に当たっては、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した他の電気通信事業者の当該前事業年度における同項の規定により算定した収益の額を自らの収益の額に含めることとする。

3　第一項の収益の額の算定に当たり、その事業会計に係る期間を四月一日から翌年三月三十一日までの間でない一年間とする電気通信事業者にあっては、当該算定の日が属する事業年度の前事業年度中に終了する当該電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間における収益の額を、その事業会計に係る期間が一年間でない電気通信事業者にあっては、当該算定の日が属する事業年度の前事業年度中に終了する直近の当該電気通信事業者の事業会計に係る期間における収益の額を当該事業会計に係る期間の月数で除した額に十二を乗じて得た額を、それぞれ前条に規定する事業年度ごとの収益の額とみなすこととする。

（高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額の支援機関への提出等）

第二十八条　第二十六条の規定により算定した収益の額が施行令第五条の二第一項に規定する基準（以下この条及び次条において「収益基準」という。）を超える電気通信事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を事業年度経過後五月以内に支援機関に提出するとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

一　当該事業年度の当該収益の額

二　その事業会計に係る期間が四月一日から翌年三月三十一日までの一年間でない電気通信事業者にあっては、その始期及び終期

三　当該収益の額の算定根拠

2　前項の規定は、当該書類の提出の期限の属する月の翌月の初日から起算して七月を経過するまでに新たに高速度データ伝送電気通信役務の提供を開始した電気通信事業者であって、当該開始の日の属する事業年度の前事業年度において収益基準を超えることとなる者についても適用する。この場合において、同項中「事業年度経過後五月以内に」とあるのは、「高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。）の提供を開始した後遅滞なく」とする。

3　第一項の規定は、当該算定の日が属する事業年度の前事業年度に第二十六条の規定により算定した収益の額が収益基準を超えていた者には適用しない。

第二十九条　第二十六条の規定により算定した収益の額が収益基準を超えない電気通信事業者（当該算定の日が属する事業年度の前事業年度に同条の規定により算定した収益の額が収益基準を超えていた者に限る。）は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を事業年度経過後五月以内に支援機関に提出するとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

第四節　第二種負担金の徴収の特例

（延滞利息）

第三十条　法第百十条の五第二項において読み替えて準用する法第百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第三項及び第二十九条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年度末において法第百十条の二第二項の規定により特別支援区域として指定されていた単位区域であって第五条第一項第二号ロに掲げるもの（この省令の施行後に同号ロに掲げる単位区域に該当しなくなったものを除く。）に関する第十五条第二項第一号の規定の適用については、同号イ及び同号ロ(1)中「当該単位区域が特別支援区域として指定された日」とあるのは「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日」とする。

（第二種負担金の額の算定の特例）

3　第二十四条第一項の規定により第二種負担金の額を算定する時点において第二十五条第一項の規定により総務大臣から支援機関に通知した月ごとの算定対象回線数の直近の継続した月数が十二月間に満たない場合における第二十四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「算定の直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数」とあるのは「算定までに次条第一項の規定により通知された各月の算定対象回線数」と、「の合計数」とあるのは「の合計数に、十二を当該通知された総月数で除した値を乗じて得た値」とする。

様式第１（第４条第１項及び第２項関係）

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（名称及び代表者の氏名を記載すること。）

電気通信事業法第110条の４第１項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第二種交付金の額

注　第二種適格電気通信事業者ごとに記載すること。

２　交付方法

様式第２（第23条第１項及び第２項関係）

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（名称及び代表者の氏名を記載すること。）

電気通信事業法第110条の５第２項において準用する同法第110条第２項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第二種負担金の額

注　高速度データ伝送役務提供事業者ごとに記載すること。

２　徴収方法

別表第１（第４条第１項及び第２項並びに第８条第１項関係）

第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第二種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

第二号基礎的電気通信役務の種別	担当支援区域の別		費用の額	収益の額	費用の額から収益の額を控除した額
１　施行規則第14条の３第１項第１号に掲げるもの	(1)　一般支援区域				
	(2)　特別支援区域	イ　第５条第１項第２号イに掲げる区域			
		ロ　第５条第１項第２号ロに掲げる区域			
	小　計				
２　施行規則第14条の３第１項第２号に掲げるもの	(1)　一般支援区域				
	(2)　特別支援区域	イ　第５条第１項第２号イに掲げる区域			
		ロ　第５条第１項第２号ロに掲げる区域			
	小　計				
合　　計					

注　費用の額及び収益の額の欄には、第二号基礎的電気通信役務の別及び担当支援区域の別ごとに、この省令の規定により算定した額を記載すること。

別表第２（第４条第１項及び第２項並びに第８条第１項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第二種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第二号基礎的電気通信役務の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

第１　一般支援区域

担当支援区域名	一回線当たりの原価						回線数	原価
	設備管理部門				設備利用部門	小計		
	固定端末系伝送路設備部門	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準				
合　計								

第２　特別支援区域

(1)　第５条第１項第２号イに掲げる区域

担当支援区域名	一回線当たりの原価						回線数	原価
	設備管理部門				設備利用部門	小計		
	固定端末系伝送路設備部門	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準				
合　計								

(2)　第５条第１項第２号ロに掲げる区域

担当支援区域名	原価			収益の額	原価から収益の額を控除した額
	設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小　計		
合　計					

注１　第二号基礎的電気通信役務の種別ごとに別葉とすること。

２　担当支援区域名の欄には、法第110条の３第１項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

３　第１及び第２(1)の表については、次のとおりとすること。

(1)　一回線当たりの原価の欄には、第10条第１項及び第13条第１項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中で定める部門ごとの電気通信回線一回線当たりの原価及び配賦基準並びに第11条第１項第１号の規定により決定した配賦基準を記載することとし、小計の欄には部門ごとに必要に応じて配賦基準を乗じた原価の合計を記載すること。

(2)　回線数の欄には、第９条第３項の規定により記録した担当支援区域ごとの回線数を記載すること。

(3)　原価の欄には、一回線当たりの原価の小計に回線数を乗じて得た額を記載すること。

４　第２(2)の表については、原価の欄又は収益の額の欄には、この省令の規定により算定した原価及び収益の額を記載すること。

５　項の数は、適宜増減すること。

別表第３（第９条第３項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

第二種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第二号基礎的電気通信役務の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　回線）

第１　一般支援区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合　計		

第２　特別支援区域

⑴　第５条第１項第２号イに掲げる区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合　計		

⑵　第５条第１項第２号ロに掲げる区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合　計		

注１　第二号基礎的電気通信役務の種別ごとに別葉とすること。

２　担当支援区域名の欄には、法第110条の３第１項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

３　参考事項の欄には、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を提供する回線数を記載すること。

４　項の数は、適宜増減すること。

別表第４（第11条第２項第２号及び第４号、第12条第４項、第15条第１項及び第２項第３号、第16条第２項並びに第17条第２項第２号関係）

第１　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る設備の区分

対象部門	設備区分	
固定端末系伝送路設備部門	加入者側光回線終端装置	
	局外スプリッタ	
	加入系光ケーブル	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系電柱	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系管路	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系とう道	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	電線共同溝	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	自治体管路	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	情報ボックス	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	光ケーブル成端架	
	局内スプリッタ	
	局側光回線終端装置	
海底ケーブル部門	海底光ケーブル	
	陸揚局設備	

第２　第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に係る設備の区分

対象部門	設備区分	
固定端末系伝送路設備部門	加入者側回線終端装置	
	保安器	
	タップオフ	
	加入系同軸ケーブル	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系電気信号増幅装置	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系電源供給装置	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系光信号電気信号変換増幅装置	
	加入系電柱	加入者側回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系光ケーブル	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系中口径管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系共同溝	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系とう道	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	電線共同溝	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	自治体管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	情報ボックス	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	光ケーブル成端架	
	光信号送受信機	
	通信信号放送信号混合器及び分配器	
	局側回線終端装置	
海底ケーブル部門	海底光ケーブル	
	陸揚局設備	

第３　附属設備等の区分

附属設備等	附属設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備監視 市内線路監視
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産	その他無形固定資産

別表第５（第11条第２項第３号関係）

正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額＝$\sum_{n=1\sim経済的耐用年数}$（定額法正味固定資産価額（ｎ））÷経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額（ｎ）＝（期首定額法正味固定資産価額（ｎ）＋期末定額法正味固定資産価額（ｎ））÷２

期首定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×（ｎ－１）、最低残存価額｝

期末定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×ｎ、最低残存価額｝

定率法正味固定資産価額＝$\sum_{n=1\sim経済的耐用年数}$（定率法正味固定資産価額（ｎ））÷経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額（ｎ）＝（期首定率法正味固定資産価額（ｎ）＋期末定率法正味固定資産価額（ｎ））÷２

期首定率法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額×（１－償却率）$^{n-1}$、投資額×最低残存率｝

期末定率法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額×（１－償却率）^{n}、投資額×最低残存率｝

償却率＝１－（残存率）$^{1\div法定耐用年数}$

残存率＝0.1とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

第１　固定端末系伝送路設備部門に係る設備区分及び算定方法

設備区分	算定方法
加入者側光回線終端装置	１　設備量の算定 第11条第１項第１号ロに規定する収容局（以下単に「局」という。）に直接光回線で収容される回線数を加入者側光回線終端装置の台数とする。当該局ごとに合算し、局ごと光回線終端装置の台数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと加入者側光回線終端装置台数を用いて投資額を算定し、全ての局の局ごと加入者側光回線終端装置投資額を合算し、加入者側光回線終端装置投資額とする。 局ごと加入者側光回線終端装置投資額 ＝加入者側光回線終端装置台数 ×加入者側光回線終端装置単価
局外スプリッタ	１　設備量の算定 ⑴　計算最小単位地域ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数を局外スプリッタ当たり分岐数で除し、切り上げたものを計算最小単位当たり局外スプリッタ台数とする。 ⑵　局ごとに、計算最小単位当たり局外スプリッタ台数を合算して、局ごと局外スプリッタ台数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと局外スプリッタ台数から局ごと局外スプリッタ投資額を求め、全ての局の局ごと局外スプリッタ投資額を合算し、局外スプリッタ投資額を算定する。 局ごと局外スプリッタ投資額 ＝局ごと局外スプリッタ台数 ×局外スプリッタ単価
加入系光ケーブル	１　配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 ⑴　き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長km、心kmを算定する。 ⑵　架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、２⑶において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。 ２　き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 ⑴　局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。 ⑵　⑴によりき線亘長kmが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。）の低い方を選択する。 ア　架空光ケーブルを設置する イ　地下光ケーブルを設置する ⑶　局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。 ⑷　伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長km、心kmの算定に使用する。 ３　投資額の算定 前二項の規定により算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと光ケーブル投資額 ＝加入系架空光ケーブル心km ×加入系架空光ケーブル心km単価 ＋加入系架空光ケーブル延長km ×加入系架空光ケーブル延長km単価 ＋加入系地下光ケーブル心km ×加入系地下光ケーブル心km単価 ＋加入系地下光ケーブル延長km ×加入系地下光ケーブル延長km単価
加入系電柱	１　設備量の算定 局ごとに、架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した本数を用いて局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。 局ごと加入系電柱投資額 ＝加入系電柱本数 ×加入系電柱単価 ×電柱共架率
加入系管路	１　設備量の算定 局ごとに、地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長kmとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km及び管路条kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路又は情報ボックスを適用した区間は控除する。

	2　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した管路亘長km及び管路条kmを用いて局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと管路投資額 ＝加入系管路条km ×加入系管路条km当たり単価 ＋加入系管路亘長km ×加入系管路亘長km当たり単価 ＋インナーパイプ延長km ×インナーパイプ延長km当たり単価
加入系中口径管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 ⑶　中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除して、加入系中口径管路亘長kmを算定する。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定した加入系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系中口径管路投資額 ＝加入系中口径管路亘長km ×中口径管路亘長km当たり単価
加入系共同溝	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。 ⑵　共同溝亘長kmから、中継系共同溝亘長kmを控除して、加入系共同溝亘長kmを算定する。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定した加入系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系共同溝投資額 ＝加入系共同溝亘長km ×共同溝亘長km当たり単価
加入系とう道	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長kmとする。 ⑵　とう道亘長kmから、中継系とう道亘長kmを控除して、加入系とう道亘長kmを算定する。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定した加入系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系とう道投資額 ＝加入系とう道亘長km ×とう道亘長km当たり単価
電線共同溝	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmを合算したものを当該局の電線共同溝延長kmとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと電線共同溝投資額 ＝電線共同溝延長km ×電線共同溝延長km当たり単価
自治体管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。 2　投資額の算定 自治体管路は地方公共団体の資産であり、投資額は算定しない。
情報ボックス	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。 2　投資額の算定 情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。

光ケーブル成端架	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの及び中継系心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。 ⑵　⑴の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（１に満たない端数は切り捨てるものとする。）を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。 ⑶　⑴の光ケーブル成端架心線数から⑵で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架（大型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型２）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型１）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（小型２）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型２）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型１）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型１）に収容することとする。 ⑷　⑶の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に収容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に１を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。 ⑸　⑶の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に収容する場合には、光ケーブル成端架（中型)架数を１とし､光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）心線数とする。 ⑹　⑶の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型２）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型２)架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型２）心線数とする。 ⑺　⑶の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型１）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型１)架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型１）心線数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。 局ごと光ケーブル成端架投資額 ＝光ケーブル成端架（大型）架数 ×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価 ＋光ケーブル成端架（大型）心線数 ×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価 ＋光ケーブル成端架（中型）架数 ×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価 ＋光ケーブル成端架（中型）心線数 ×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価 ＋光ケーブル成端架（小型２）架数 ×光ケーブル成端架（小型２）架当たり単価 ＋光ケーブル成端架（小型２）心線数 ×光ケーブル成端架（小型２）心線当たり単価 ＋光ケーブル成端架（小型１）架数 ×光ケーブル成端架（小型１）架当たり単価 ＋光ケーブル成端架（小型１）心線数 ×光ケーブル成端架（小型１）心線当たり単価
局内スプリッタ	1　設備量の算定 局ごと局外スプリッタ台数を局内スプリッタ当たり分岐数で除し、切り上げたものを局ごと局内スプリッタ台数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと局内スプリッタ台数から局ごと局内スプリッタ投資額を求め、全ての局の局ごと局内スプリッタ投資額を合算し、局内スプリッタ投資額を算定する。 局ごと局内スプリッタ投資額 ＝局ごと局内スプリッタ台数 ×局内スプリッタ単価
局側光回線終端装置	1　設備量の算定 局ごと光回線の最繁時トラヒックを局側光回線終端装置一インターフェース当たり最大最繁時トラヒックで除することで、局側光回線終端装置インターフェース数とする。局側光回線終端装置インターフェース数を局側光回線終端装置一ユニット当たり最大インターフェース数及び局側光回線終端装置一ユニット当たり接続する端末回線交換機数で除し、局ごと局側光回線終端装置ユニット数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと局側光回線終端装置ユニット数から局ごと局側光回線終端装置投資額を求め、全ての局の局ごと局側光回線終端装置投資額を合算し、局側光回線終端装置投資額を算定する。 局ごと局側光回線終端装置投資額 ＝局ごと局側光回線終端装置ユニット数 ×局側光回線終端装置単価

第２　海底ケーブル部門に係る設備区分及び算定方法

設備区分	算定方法
海底光ケーブル及び陸揚局設備	1　設備量の算定 海底光ケーブル設備量を次の手順で算定する。 有人離島間又は有人離島と本土との間において、橋梁又は堤防で接続されている区間を特定し､これらが橋梁又は堤防で接続されている場合､それらの離島は一つの離島として認識して、陸上の光ケーブルで接続されているものとする（海底光ケーブルの費用から当該区間分は除外する。）。次に、当該離島の海岸線と本土の海岸線との組合せの中から、距離が最短となる地点を探索し、海岸線間の距離を算出する。さらに、本土間距離が当該離島より短い他の離島の中で、当該離島に最も近接する離島を探索し、これを近接離島とする。当該離島と近接離島との間の海岸線間の距離を海底光ケーブル延長kmとする。

	2　投資額の算定 有人離島ごとに、前項の規定により算定した海底光ケーブル延長kmを用いて、次の算定式により、有人離島ごとの海底光ケーブル投資額を算定する。さらに、陸揚局の平均単価を合算する。この際、海岸線から陸揚局までは陸上光ケーブルで接続されているものとして陸揚局単価に含める。 有人離島ごとの海底光ケーブル投資額 ＝海底光ケーブル心km ×海底光ケーブル心km単価 ＋陸揚局単価

第３　附属設備等に係る設備等区分及び算定方法

設備等区分	算定方法
空調設備	1　局の空調設備の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される空調設備を要する全設備に必要な空調設備台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。固定端末系伝送路設備部門及びその他の部門の投資額がそれぞれ最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。 2　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した台数を用いて種別ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、全ての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 種別ごと空調設備投資額 ＝当該種別空調設備設置台数 ×当該種別空調設備一台当たり単価
電力設備（整流装置）	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置一系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置系統数とする。 ⑵　局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、⑴で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器一ユニット当たり最大電流値で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）に１を加えたものを、当該局の整流器一系統当たりユニット数とする。 ⑶　⑵で算定した整流装置一系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置一系統当たり増設架数とする。 ⑷　⑴で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、⑵で算定した整流装置一系統当たりユニット数に⑴で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、⑶で算定した整流装置一系統当たり増設架数に⑴で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。 2　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用いて局ごと整流装置投資額を求め、全ての局の局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 ＝整流装置基本部数 ×整流装置基本部単価 ＋整流装置増設架数 ×整流装置増設架単価 ＋整流器ユニット数 ×整流器ユニット単価
電力設備（蓄電池）	1　蓄電池の設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。 ⑵　局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100Ｖ）の所要電流値の合計に、交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100Ｖ）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200Ｖ）の所要電流値の合計に、局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200Ｖ）用蓄電池容量とする。 ⑶　⑴及び⑵で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。 2　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した組数を用いて種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。 種別ごと蓄電池投資額 ＝当該種別蓄電池組数 ×当該種別蓄電池取得単価
電力設備（受電装置）	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。 ⑵　局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100Ｖ）の所要容量及び交流無停電電源装置（200Ｖ）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。 ⑶　局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。 ⑷　局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。 ⑸　⑴、⑵、⑶及び⑷で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。

	2　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した所要容量を用いて受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全ての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。 局ごと受電装置投資額 ＝受電装置所要容量 ×受電装置単位容量当たり取得単価
電力設備（発電装置）	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器一ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。 ⑵　局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100Ｖ）の所要容量及び交流無停電電源装置（200Ｖ）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。 ⑶　局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。 ⑷　局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。 ⑸　⑴、⑵、⑶及び⑷で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。 2　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した所要容量を用いて局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。 局ごと発電装置投資額 ＝発電装置所要容量 ×発電装置単位容量当たり取得単価
電力設備（小規模局用電源装置）	1　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置一台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。 2　ＲＴ－ＢＯＸに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用最大規格）一台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加える。
	3　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前二項の規定により算定した台数を用いて局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 局ごと小規模局用電源装置投資額 ＝小規模局用電源装置台数 ×小規模局用電源装置単価
電力設備（可搬型発動発電機）	1　所要容量の算定 小規模電力設備を設置する局（相互接続局設備、コア局設備、オペレーション設備を有さないＲＴ－ＢＯＸ設置局ではない収容局）ごとに、可搬型発動発電機を設置することとする。 全国における定格容量別可搬型発動発電機定格容量に定格容量別可搬型発動発電機台数を乗じ、全国における可搬型発動発電機所要容量とする。これに、当該局における総電流と全国の総電力の比を乗じたものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とする。 2　投資額の算定 局ごとに次の算定式より、前項の規定により算定した所要容量を用い、局ごと可搬型発動発電機投資額とする。 局ごと可搬型発動発電機投資額 ＝可搬型発動発電機所要容量 ×可搬型発動発電機単位容量当たり単価
機械室建物	1　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局の機械室建物の設備量の算定 ⑴　局ごとに、次のアからカまでの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。局内スプリッタを局側光回線終端装置と混載する場合は、局側光回線終端装置の架数のみを算定対象とする。 ア　局内スプリッタ台数（局内スプリッタと局側光回線終端装置を混載する場合は零とする。）を局内スプリッタ専用架最大収容台数で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）に、局内スプリッタ専用架当たりの面積を乗じたもの イ　局側光回線終端装置台数を局側光回線終端装置専用架最大収容台数で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）に局側光回線終端装置専用架当たりの面積を乗じたもの ウ　光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの エ　総合監視面積及び試験受付面積の合計 オ　光ケーブル成端架収容端子数を一万で除したもの（１に満たない端数は切り上げるものとする。）に、一万端子当たりに必要となる光ケーブル成端架の長さと作業スペースを含む幅をそれぞれ乗じたもの カ　その他当該局に必要とされる設備に必要な面積の合計

	⑵　局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。 ア　整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計 イ　直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの ウ　交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計 エ　蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計 オ　受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ　発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ　小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク　電力設備の更改のために確保することが必要な面積として、整流装置一台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置一台分の面積、一系統に蓄電池が一組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池一組分の面積の合計に、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置一台分の面積を加えた面積 ⑶　局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。 ⑷　局ごとに、⑴オで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。 ⑸　局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、建物付帯設備面積付加係数を１から減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。 ⑹　⑴から⑸までで算定した、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。 ２　ＲＴ－ＢＯＸの機械室建物の設備量の算定 ＲＴ－ＢＯＸ数を１とする。 ３　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前二項の規定により算定した面積、又はＲＴ－ＢＯＸ単価を用いて局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額 ＝機械室建物面積 ×機械室建物建設単価 又は 局ごと機械室建物投資額 ＝ＲＴ－ＢＯＸ単価

機械室土地	１　機械室土地の設備量の算定 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。 ２　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した面積を用いて局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。 局ごと機械室土地投資額 ＝機械室土地面積 ×（固定資産評価額÷土地単価時価補正係数） ×土地単価時点補正係数
監視設備（総合監視）	監視設備（総合監視）投資額 ＝ネットワーク設備の投資額合計 ×監視設備（総合監視）対投資額比率 （「ネットワーク設備」とは、別表第４第１に規定する設備区分に係る設備、別表第４第３に規定する空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の区分に係る附属設備等をいう。以下この表において同じ。）
監視設備（収容局設備監視）	監視設備（収容局設備監視）投資額 ＝収容局設備（局内スプリッタ及び局側光回線終端装置）投資額 ×収容局設備監視装置対投資額比率
監視設備（市内線路監視）	監視設備（市内線路）投資額 ＝市内線路投資額（加入系光ケーブル及び加入系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市内線路）対投資額比率
共通用建物	共通用建物投資額 ＝機械室建物投資額 ×共通用建物対投資額比率
共通用土地	共通用土地投資額 ＝機械室土地投資額 ×共通用土地対投資額比率
構築物	構築物投資額 ＝（機械室建物投資額＋共通用建物投資額） ×構築物対投資額比率
機械及び装置	機械及び装置投資額 ＝ネットワーク設備の投資額合計 ×機械及び装置対投資額比率

車両	車両投資額 ＝ネットワーク設備の投資額合計 ×車両対投資額比率
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額 ＝ネットワーク設備の投資額合計 ×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産	無形固定資産投資額 ＝ネットワーク設備の投資額合計 ×無形固定資産対投資額比率

別表第６（第11条第２項第４号関係）

第１　費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	（((投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×法定耐用年数＋除却損）÷経済的耐用年数 土地は減価償却しない。除却損＝最低残存価額とする。
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第５に定める算出式により算定する。
施設保全費	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置に係るもの 投資額×施設保全費対投資額比率 加入系光ケーブルに係るもの 設備延長km×１km当たりの施設保全費＋加入者数×一加入者当たり施設保全費 加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝及び自治体管路に係るもの 設備亘長km×１km当たりの施設保全費
道路占用料	加入系電柱に係るもの 電柱本数×電柱一本当たり道路占用料 管路等（加入系管路及び加入系中口径管路）に係るもの 管路等亘長km×管路等１km当たり道路占用料 加入系とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 管路等延長km×管路等１km当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費＋固定資産税＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用
管理共通費	（施設保全費＋試験研究費）×管理共通費比率

第２　共通費等の配賦基準

区分		帰属対象設備	配賦基準
試験研究費		加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	直接費比
管理共通費		加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
空調設備		局側光回線終端装置	電力容量比
電力設備	整流装置	局側光回線終端装置	電流比
	蓄電池	局側光回線終端装置	電流比
	受電装置	局側光回線終端装置	電力容量比
	発電装置	局側光回線終端装置	電力容量比
	小規模局舎用電源装置	局側光回線終端装置	電流比
	可搬型発動発電機	局側光回線終端装置	電流比
機械室建物		光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	面積比
機械室土地		光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	面積比
監視設備	総合監視	局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	収容局設備監視	局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	市内線路監視	加入系光ケーブル	資本コスト＋保守コストの合計額比

共通用建物	施設保全費＋試験研究費の合計額比
共通用土地	施設保全費＋試験研究費の合計額比
構築物	機械室土地建物及び共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比

車両	施設保全費比
工具、器具及び備品	施設保全費＋試験研究費の合計額比
その他の無形固定資産	左記設備投資額

注　資本コスト＝減価償却費＋他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税＋固定資産税
　　保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

○総務省令第十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の第七条第二号、第百七条第二号、第百八条第一項第一号及び第二項、第百九条第一項、第三項及び第四項、第百十条第二項、第百十条の三第一項第一号、第百十条の四第五項、第百十条の五第一項、第百十六条において読み替えて準用する第七十九条第一項及び第八十一条並びに第百七十六条の二並びに聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　電気通信事業	第二章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二の二―第四十条の八の五の三）	第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八の五）
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第三章～第五章　略］	［第三章～第五章　同上］
附則	附則

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条の三　法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第四十条の七の二において同じ。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

［一～三　略］

［２～６　略］

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五　端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該提供に係る単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

一　当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位区域の全世帯数に占める当該単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

［二・三　略］

［２　略］

第五節　基礎的電気通信役務支援機関

（法第百六条の規定による指定の申請）

第四十条の二の二　法第百六条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　支援業務を開始しようとする日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款の謄本及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　申請に関する意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び経歴を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　支援業務を行おうとする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　現に行つている業務の概要を記載した書類

九　支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十　その他参考となる事項を記載した書類

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条の三　法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

［一～三　同上］

［２～６　同上］

（第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五　端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

一　当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位業務区域の全世帯数に占める当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

［二・三　同上］

［２　同上］

第五節　基礎的電気通信役務支援機関

［新設］

（支援機関の名称等の変更の届出）

第四十条の二の三　支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

２　総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

［新設］

（支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）

第四十条の二の四　支援機関は、法第百十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十条の二の五　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

一　役員の氏名

二　選任又は解任の理由

三　選任の場合にあつては、その者の経歴

２　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

［新設］

（支援業務規程の記載事項）

第四十条の二の六　法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　支援業務を行う時間及び休日に関する事項

二　支援業務を行う事務所に関する事項

三　支援業務の実施の方法に関する事項

四　交付金（第一種交付金及び第二種交付金をいう。次号、第四十条の二の九第一項及び第四十条の八第一項において同じ。）の額及び負担金（第一種負担金及び第二種負担金をいう。同号及び第四十条の二の九第一項において同じ。）の額の算定方法に関する事項

五　交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項

六　支援機関の役員の選任及び解任に関する事項

七　支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

八　支援業務に関する秘密の保持に関する事項

九　支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十　その他支援業務の実施に関し必要な事項

［新設］

（支援業務規程の認可の申請）

第四十条の二の七　支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

２　支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第四十条の二の八　法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。　［新設］

２　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項）

第四十条の二の九　法第百十六条において読み替えて準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。　［新設］

一　交付金の交付を受ける適格電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者及び第二種適格電気通信事業者をいう。第三号及び第七号において同じ。）の名称

二　交付金に係る認可の申請の年月日

三　適格電気通信事業者ごとの交付金の額

四　負担金を納付すべき接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者の名称

五　前号に掲げる接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者ごとの負担金の額

六　第四号に掲げる接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者ごとの負担金の納付の年月日

七　適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

２　法第百十六条において読み替えて準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

（支援業務の休廃止の許可の申請）

第四十条の二の十　支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。　［新設］

一　休止し、又は廃止しようとする支援業務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三　休止又は廃止の理由

（支援業務に係る公示）

第四十条の二の十一　法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。　［新設］

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四　［略］

2　法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、前条の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四の五　法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

［２　略］

3　総務大臣は、第一項の提出を行つた電気通信事業者に対して、法第百十条の三第二項の規定による担当支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四の六　法第百十条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

一　第二号基礎的電気通信役務収支表

二　前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書

2　前項各号に掲げる書類の公表は、前条第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては当該各号に掲げる書類のうち第四十条の五の二第一項の規定により総務大臣に提出するものを毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間（第一項第二号に掲げる書類であつて担当支援区域に係るものについては、法第百十条の三第三項の規定により当該担当支援区域の指定を解除された日の属する事業年度の四月一日から起算して五年を経過するまでの間）、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二　第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

［イ　略］

ロ　特別支援区域整備・役務提供計画書

［２　略］

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四　［同上］

2　法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四の五　［同上］

［一～五　同上］

［２　同上］

［新設］

（第二号基礎的電気通信役務収支の公表等）

第四十条の四の六　［同上］

2　前項各号に掲げる書類の公表は、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、法第百十条の三第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二　第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

［２　同上］

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三　［略］

2　法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

3　法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定（以下この項において「追加指定」という。）後最初に当該担当支援区域に係る第二種交付金が交付される場合における第一項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年」とあるのは、「法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された日から最初に到来する八月三十一日から七月を経過する日までの期間」とする。この場合において、当該第二種適格電気通信事業者が前項に規定する場合に該当するときは、当該追加指定を四月から八月までの間に受けた者に限り、この項の規定を適用しない。

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。

（法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

第四十条の七の二　法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。

一　専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務

二　前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務

イ　フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）

ロ　ＡＴＭ交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）

ハ　自営等ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）

ニ　ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）

ホ　広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）

ヘ　アンライセンスＬＰＷＡ（電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するものをいう。）

ト　専用役務

チ　仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）

リ　通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三　［同上］

2　法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

［新設］

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。

一　第十四条第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

二　第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

（法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

第四十条の七の二　法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務

二　前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務

イ　フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）

ロ　ＡＴＭ交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）

ハ　自営等ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）

ニ　ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）

ホ　広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）

［新設］

ヘ　専用役務

ト　仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）

チ　通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

（交付金の額の公表）

第四十条の八　法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2　前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

（担当支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなつた場合等の報告）

第四十条の八の五の二　第二種適格電気通信事業者は、その担当支援区域が法第百十条の三第三項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2　法第百十条の三第五項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合には、その地位を承継した電気通信事業者は、直ちに、様式第三十八の二の六により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合の通知等）

第四十条の八の五の三　総務大臣は、前条第二項に規定する報告があつた場合には、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

様式第38の２の３（第40条の４の５第１項第２号、第40条の５の２第１項第２号関係）

［略］

［第１表　略］

［注１～４　略］

第２表　第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1)　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2)　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3)　(1)から(2)を減じた額
1　第14条の３第１項第１号に掲げるもの			

（第一種交付金及び第二種交付金の額の公表）

第四十条の八　法第百九条第四項の規定による第一種交付金及び法第百十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2　前項の公表は、同項の備置きの日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

［新設］

［新設］

様式第38の２の３（第40条の４の５第１項第２号、第40条の５の２第１項第２号関係）

［同左］

［第１表　同左］

［注１～４　同左］

第２表　第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

1　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額		
2　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額		
3　1から2を減じた額		

2　第14条の３第１項第２号に掲げるもの			
3　第14条の３第１項第３号に掲げるもの			
合計			

注１　電気通信事業者が法第110条の３第１項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

２　⑴の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和７年総務省令第16号）第５条第１項第２号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第９条第３項括弧書の規定を適用しないで同令第６条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。

３　⑵の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第５条第１項第２号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第９条第３項括弧書の規定を適用しないで同令第６条の規定に基づき算定した、第40条の８の４第２号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第６条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第３表　交付金等

	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1　交　付　金				
2　負　担　金				
計				

［注１・２　略］

様式第38の２の４（第40条の４の５関係）

特別支援区域整備・役務提供計画書

年　　月　　日

（ふりがな）

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種適格電気通信事業者として担当支援区域についてこの計画書を提出す

注　電気通信事業者が法第110条の３第１項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

第３表　交付金等

役　務　の　細　目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1　交　付　金				
2　当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3　負　担　金				
計				

［注１・２　同左］

様式第38の２の４（第40条の４の５関係）

特別支援区域整備・役務提供計画書

年　　月　　日

（ふりがな）

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

る場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の４の５第１項第５号ロに規定する特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定めます。

１　計画の概要

（　年　月　日時点）

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の３第１項第１号に掲げるもの			
	第14条の３第１項第２号に掲げるもの			
	第14条の３第１項第３号に掲げるもの			
	合　計			

注１　地域名の欄には、第40条の８の２第２項の規定により総務省のホームページに掲載する町又は字の名称等を記載すること。

２　目標とする電気通信回線設備の規模の欄には、世帯カバー率を記載すること。

３　合計の欄には、提供する全ての第二号基礎的電気通信役務で提供可能な電気通信回線設備の規模（重複するカバー世帯を除いた世帯カバー率）の目標を記載すること。

４　役務提供開始時期の欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受ける場合に当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置した場合に当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期のいずれか又は双方を記載すること。

５　備考欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「民間移行等」と記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　計画の詳細

注１　既に公表している類似の計画があれば、添付すること。

２　総務大臣に提出した直近の計画から変更があつた場合は、新旧対照及び変更理由を明示すること。

第40条の４の５第１項第５号ロの規定により、特別支援区域整備・役務提供計画書を定めます。

１　計画の概要

地域名	役務の細目	達成すべき電気通信回線設備の規模	光ファイバ等の整備時期	公設光ファイバ等の譲受等時期	役務提供開始時期	備考
	第14条の３第１項第１号に掲げるもの					
	第14条の３第１項第２号に掲げるもの					
	第14条の３第１項第３号に掲げるもの					
	合　計					

注１　地域名の欄には、原則として第40条の８の２の規定により定める町又は字名を記載すること。

２　達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、目標とする電気通信回線設備の規模を記載すること。

３　合計の欄には、第14条の３第１項第１号から第３号までの電気通信役務のいずれかが提供可能な電気通信回線設備の規模の目標を記載すること。

４　光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

５　公設光ファイバ等（地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等）の譲受等時期の欄には、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合の当該電気通信回線設備を譲受することが見込まれる時期又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

６　役務提供開始時期の欄には、新たに電気通信回線設備を整備又は譲受等する場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。

７　備考欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と記載するとともに、新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載し、及び新たに設置する電気通信回線設備の規模、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信

回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「設備の譲受等」と記載するとともに、地方公共団体から譲渡を受ける電気通信回線設備の規模又は新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載すること。

8　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

2　計画の詳細

注　既に公表している計画があれば、添付すること。

［新設］

様式第38の２の５（第40条の８の５の２第１項関係）

電気通信事業法第110条の３第３項第２号イに該当する場合に係る報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
第二種適格電気通信事業者名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第110条の３第３項第２号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の８の５の２第１項の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当支援区域	

注１　理由欄には、電気通信事業法第110条の３第３項第２号イに該当することとなつた理由について記載すること。

2　該当する担当支援区域が複数ある場合は、担当支援区域欄に全て記載すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の２の６（第40条の８の５の２第２項関係）

第二種適格電気通信事業者の地位の承継に係る報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
承継者名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第110条の３第５項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継を受けたので、電気通信事業法施行規則第40条の８の５の２第２項の規定により、報告します。

承継年月日	
被承継者の名称	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信番号数及び回線数等の毎月末の状況報告）	（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告）
第九条　次の各号に掲げる電気通信事業者は、当該各号に定めるところにより、電気通信番号及び回線数等（高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に関し必要な事項をいう。以下この条において同じ。）の毎月末の状況について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）までに、総務大臣に報告しなければならない。	**第九条**　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番
一　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この号において「第一号算定等規則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等	

（これらの電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人又は譲り受けた者（当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この号において「一部承継事業者等」という。）を含む。）　様式第二十九による当該指定を受けた電気通信番号（一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用の状況（一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一号算定等規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。）

二　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者（当該電気通信事業者から高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた電気通信事業者（以下この号において「一部承継事業者」という。）を含む。）　それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式による回線数等の毎月末の状況（一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。）

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
ＦＴＴＨアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者 二　他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してＦＴＴＨアクセスサービス（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を設置して提供するものであつて当該端末系伝送路設備を用いて提供される卸電気通信役務を利用して提供するものを除く。）を提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の二
	他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してＦＴＴＨアクセスサービス（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を設置して提供するものであつて当該端末系伝送路設備を用いて提供される卸電気通信役務を利用して提供するものに限る。）を提供する電気通信事業者	

号に限る。）の毎月末の使用状況等（一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。）について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

ＤＳＬアクセスサービス	デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置してＤＳＬアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の三
ＣＡＴＶアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してＣＡＴＶアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	
ＦＷＡアクセスサービス	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してＦＷＡアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の四
ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の五
携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一
ローカル５Ｇサービス	基地局を設置してローカル５Ｇサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の二
全国ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して全国ＢＷＡアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の三
地域ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して地域ＢＷＡアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の四
公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の五
衛星アクセスサービス（電気通信事業法施行規則様式第四注３で規定するもの）	端末系伝送路設備を設置して衛星アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の六
仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの（次号に掲げる者を除く。）	様式第三十一の七

	二　仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備とＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているもの	
その他の高速度データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するものを除く。）	その他の高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第二十二

様式第29（第９条第１号関係）

［表略］

様式第30（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類

事業者名

法人番号

態様 ＼ 区分	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
回線数			
参考事項			

注１　サービスの種類の欄は、「光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するＦＴＴＨアクセスサービス」か「他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するＦＴＴＨアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

２　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

様式第29（第９条関係）

［表同左］

［新設］

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。注４において同じ。）には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該ＦＴＴＨアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該ＦＴＴＨアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

６　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該ＦＴＴＨアクセスサービスを提供しているときは、当該者の当該ＦＴＴＨアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該ＦＴＴＨアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

７　注５及び注６に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第30の２（第９条第２号関係）

［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

＿＿＿＿年＿＿月末現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号＿＿＿＿＿＿＿＿

端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

注１　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

２　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務（同条第１号に掲げるものを除く。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。

４　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に当該事業者名を記載すること。

５　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第30の３（第９条第２号関係）

［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

＿＿＿＿年＿＿月末現在

サービスの種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回線数	
参考事項	

注１　サービスの種類の欄は、「ＤＳＬアクセスサービス」か「ＣＡＴＶアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

２　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第30の４（第９条第２号関係）

［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　ＦＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

３　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

４　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第30の５（第９条第２号関係）

［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名

法人番号

区分		合計
回線数（専用型）	回線数（共用型）	
参考事項		

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

３　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス

事業者名

法人番号

１　自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を除く。）	
参考事項	

２　一次ＭＶＮＯに提供する回線数

事業者名	法人番号	⑴　回線数	⑵　⑴のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数	⑶　⑴の回線数から⑵の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

注１　この様式において、一次ＭＶＮＯとは、自らの電気通信設備と接続し、又は自らが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスの利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

４　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［新設］

５　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。
６　「２　一次ＭＶＮＯに提供する回線数」については、「事業者名」の欄には一次ＭＶＮＯの名称を、「法人番号」の欄には当該一次ＭＶＮＯの法人番号を記載すること。
７　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に事業者名を記載すること。
８　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の２（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　ローカル５Ｇサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。
４　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。
５　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の３（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　全国ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供するＢＷＡアクセスサービス（自営等ＢＷＡアクセスサービスを除く。）の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する全国ＢＷＡアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

６　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

７　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の４（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供するＢＷＡアクセスサービス（自営等ＢＷＡアクセスサービスを除く。）の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する地域ＢＷＡアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

６　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

７　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の５（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数

参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線ＬＡＮアクセスサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の６（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　衛星アクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の７（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名

法人番号

ＭＮＯ		一次ＭＶＮＯ		(1)　回線数	(2)　(1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務（同条第１号及び第２号チに掲げるものを除く。）の回線数	(3)　(1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

注１　この様式において、ＭＮＯとは、基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

２　この様式において、一次ＭＶＮＯとは、ＭＮＯの電気通信回線設備と接続し、又はＭＮＯが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。

３　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

４　卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供するものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

５　ＭＮＯごと及び一次ＭＶＮＯごとに回線数を記載することとし、記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

６　自らが一次ＭＶＮＯである場合、一次ＭＶＮＯの「事業者名」及び「法人番号」の欄には、自らの名称及び法人番号を記載すること。

７　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第32（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

＿＿＿＿年＿＿月末現在

サービスの種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回線数	
参考事項	

注１　サービスの種類ごとに別葉とすること。

２　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

５　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第三条　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　第一種負担金（第二十三条―第二十九条）	第三章　第一種負担金（第二十三条―第二十九条）
附則	第四章　支援機関（第三十条―第三十九条）
	附則
（遵守義務）	（遵守義務）
第三条　第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗じる	**第三条**　第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、

率その他第一種交付金及び第一種負担金に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条　［略］

２　［略］

一　各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の第一種支援業務（法第百七条第一号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第一号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

［イ～ニ　略］

［三　略］

［３・４　略］

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条　接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「第一種算定対象設備等」という。）
第十一条第三項	対象設備等	［略］
	［略］	［略］

支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条　［同上］

２　［同上］

一　各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

［イ～ニ　同上］

［三　同上］

［３・４　同上］

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条　［同上］

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）
第十一条第三項	対象設備等	［同上］
	［同上］	［同上］

第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）	第一種算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
	一般法定機能の	第一号算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条　接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	［略］	［略］

第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）	算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条　［同上］

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	［同左］	［同左］

［略］	［略］	［略］	
第十一条第五項	［略］	［略］	
	一般法定機能の	第一号算定対象電気通信役務の	
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金	
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務	
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務	

（第一種交付金の交付の特例）

第二十二条　支援機関は、法第百九条第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかわらず、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と第一種支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずることができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

［一～四　略］

2　支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に関して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付された額を補填対象額と第一種支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

（第一種負担金の額の算定方法等）

第二十七条　法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第

［同上］	［同上］	［同上］	
第十一条第五項	［同左］	［同左］	
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の	
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金	
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務	
	一般法定機能	算定対象電気通信役務	

（第一種交付金の交付の特例）

第二十二条　支援機関は、法第百九条第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかわらず、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずることができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

［一～四　同上］

2　支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に関して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

（第一種負担金の額の算定方法等）

第二十七条　法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第

四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。）をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額を加えた額と同額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）で除して得た数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。）を乗じる方法とする。

［２　略］

３　支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

４　総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条（第一号に係る部分に限る。）の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

５　前項の通知において、法第百十条第二項の認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の接続電気通信事業者等が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条第一号に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合には、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

［６・７　略］

四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。）をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額と同額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）で除して得た数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。）を乗じる方法とする。

［２　同上］

３　支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

４　総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

５　前項の通知において、法第百十条第二項の認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の接続電気通信事業者等が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合には、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

［６・７　同上］

（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条　［略］

［一～六　略］

七　法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の第一種支援業務に係る経理の状況

八　第一種支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

［2　略］

［削る］

（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条　［同上］

［一～六　同上］

七　法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の支援業務に係る経理の状況

八　支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

［2　同上］

第四章　支援機関

（指定の申請）

第三十条　法第百六条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　支援業務を開始しようとする日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款の謄本及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び経歴を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　支援業務を行おうとする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　現に行っている業務の概要を記載した書類

九　支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十　その他参考となる事項を記載した書類

（支援機関の名称等の変更の届出）

第三十一条　支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2　総務大臣は、前項の届出があったときは、その旨を公示する。

（支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）

第三十二条　支援機関は、法第百十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第三十三条　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

一　役員の氏名

二　選任又は解任の理由

三　選任の場合にあっては、その者の経歴

2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

（支援業務規程の記載事項）

第三十四条　法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　支援業務を行う時間及び休日に関する事項

二　支援業務を行う事務所に関する事項

三　支援業務の実施の方法に関する事項

四　交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項

五　交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項

六　支援機関の役員の選任及び解任に関する事項

七　支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

八　支援業務に関する秘密の保持に関する事項

九　支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十　その他支援業務の実施に関し必要な事項

（支援業務規程の認可の申請）

第三十五条　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業計画等の認可申請）

第三十六条　法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第三十七条　法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称

二　交付金の交付申請の年月日

三　交付金の額

四　負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称
五　前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額
六　第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月日
七　第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

2　法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

（支援業務の休廃止の許可の申請）

第三十八条　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする支援業務の範囲
二　休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
三　休止又は廃止の理由

（公示）

第三十九条　法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

別表第１（第６条関係）

［表同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

第11条第１項	１般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
第11条第２項	１般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	［同左］	［同左］
［同左］		

別表第１（第６条関係）

［表略］

［注１～３　略］

４　接続料規則第11条（第３項ただし書及び第５項ただし書の規定を除く。）、第12条（第５項の規定を除く。）及び第13条の規定は、３における施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第１項	１般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
第11条第２項	１般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	［略］	［略］
［略］		

第11条第５項	［略］	［略］
	一般法定機能の	第一号算定対象電気通信役務の
	［略］	［略］
第12条第１項及び第13条第１項	１般法定機能	第１号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務

［５・６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（負担金の額の算定方法等）	（負担金の額の算定方法等）
第二十八条　［略］	**第二十八条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があった場合において、電気通信事業者から電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく電気通信番号の数の報告を受けたときは、負担金を納付すべき特定電話提供事業者ごとの電気通信番号の数を電話リレーサービス支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合にあっては、直近において報告された電気通信番号の数を通知することができるものとする。	４　総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があった場合において、電気通信事業者から電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定に基づく電気通信番号の数の報告を受けたときは、負担金を納付すべき特定電話提供事業者ごとの電気通信番号の数を電話リレーサービス支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合にあっては、直近において報告された電気通信番号の数を通知することができるものとする。
５　前項の通知において、法第二十五条第二項の規定による認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の特定電話提供事業者が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条第一号に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合にあっては、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の特定電話提供事業者から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合にあっては、各特定電話提供事業者の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）を当該分割又は譲渡しをした特定電話提供事業者の電気通信番号の数に含めるものとする。	５　前項の通知において、法第二十五条第二項の規定による認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の特定電話提供事業者が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合にあっては、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の特定電話提供事業者から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合にあっては、各特定電話提供事業者の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）を当該分割又は譲渡しをした特定電話提供事業者の電気通信番号の数に含めるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第11条第５項	［同左］	［同左］
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	［同左］	［同左］
第12条第１項及び第13条第１項	１般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

［５・６　同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に提出し、及び公表したこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第四十条の四の五第一項第五号ロ及び第四十条の四の六第一項第二号に掲げる様式第三十八の二の四による書類（特別支援区域整備・役務提供計画書）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第三十八の二の四による書類とみなす。

第三条　旧施行規則第四十条の七に規定する種別に対する電気通信事業法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定は、当該第一種適格電気通信事業者が、新施行規則第四十条の七に規定する種別に対する同項の第一種適格電気通信事業者の指定を受けるまでの間は、なおその効力を有する。

（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月、五月及び七月から十二月までの各月末の回線数等（同条に規定する回線数等をいう。）の状況については、適用しない。

２　新報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による令和七年六月及び令和八年一月から令和九年三月までの各月末の回線数等の状況に係る報告に当たっての様式第三十一の五の注４の適用については、同注４中「自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線ＬＡＮアクセスサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。」とあるのは、「自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス、自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約をしている者に対して別途の契約により提供する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス（料金を要しないものに限る。）及び他の電気通信事業者が提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に対して別途の契約により自らが提供する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス（料金を要しないものに限る。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。」とする。

○厚生労働省令第二十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二、第十五条第三項及び第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の十一　（略）	**第一条の十一**　（略）
２　病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない（ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院（以下「特定機能病院等」という。）以外の病院に限る。）。	２　病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない（ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院（以下「特定機能病院等」という。）以外の病院に限る。）。
一～三　（略）	一～三　（略）
三の二　診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、診療用放射線の利用に係る安全な管理（以下「安全利用」という。）のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。	三の二　診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、診療用放射線の利用に係る安全な管理（以下「安全利用」という。）のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施	ハ　次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　第二十四条第七号の二に規定する診療用放射性同位元素使用器具	（新設）
(3)・(4)　（略）	(2)・(3)　（略）
四　（略）	四　（略）
（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）	（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）
第二十四条　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二十四条**　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一～七　（略）	一～七　（略）

七の二　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの（以下「診療用放射性同位元素使用器具」という。）を備えようとする場合

イ　第一条の十一第二項第三号ハ⑵に規定する医療機器であること。

ロ　第一条の十一第二項第三号ハ⑴に規定するもの又は機械器具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

⑴　治験（医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。）に用いるものであること。

⑵　臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に用いるものであること。

⑶　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に用いるものであること。

⑷　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第二各号若しくは第三各号に掲げる先進医療又は第四に掲げる患者申出療養に用いるものであること。

七の三　病院又は診療所に、診療用放射性同位元素使用器具を備えている場合

八　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるもののうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの（以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合

イ　第一条の十一第二項第二号ハ⑵に規定する医薬品であること。

ロ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十五項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証（同条第七項の変更の認証を含む。）を受けている体外診断用医薬品又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出（同条第二項の規定による変更の届出を含む。）が行われている体外診断用医薬品であること。

ハ　第一条の十一第二項第二号ハ⑴に規定するもの又は薬物のうち、第七号の二ロ⑴から⑷までに掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ニ　治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される医薬品であつて、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるもの（イからハまでに該当するものを除く。）であること。

（新設）

八　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるもののうち、次に掲げるもの（以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合

イ　第一条の十一第二項第二号ハ⑵に規定する医薬品

ロ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十五項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証（同条第七項の変更の認証を含む。）を受けている体外診断用医薬品又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出（同条第二項の規定による変更の届出を含む。）が行われている体外診断用医薬品

ハ　第一条の十一第二項第二号ハ⑴に規定するもの又は薬物のうち、次に掲げるもの

⑴　治験（医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。）に用いるもの

⑵　臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に用いるもの

⑶　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に用いるもの

⑷　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第二各号若しくは第三各号に掲げる先進医療又は第四に掲げる患者申出療養に用いるもの

ニ　治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される医薬品であつて、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるもの（イからハまでに該当するものを除く。）

八の二　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いないもののうち、前号イからハまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの（以下「診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合。

九・十　（略）

十一　第二十五条第二号から第五号まで（第二十五条の二の規定により準用する場合を含む。）に掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第五号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条の二第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条の三第一項第三号から第五号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合

十二　（略）

十二の二　病院又は診療所に、診療用放射性同位元素使用器具を備えなくなつた場合

十三　（略）

（診療用放射性同位元素使用器具の届出）

第二十七条の三　第二十四条第七号の二に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

一　病院又は診療所の名称及び所在地

二　その年に使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量

三　ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素使用器具の種類ごとの最大貯蔵予定数量、一日の最大使用予定数量及び三月間の最大使用予定数量

四　診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

五　診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

2　第二十四条第七号の三に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具について前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

（変更等の届出）

第二十九条　（略）

2　（略）

3　第二十四条第十二号の二又は第十三号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、十日以内にその旨を記載した届出書を、三十日以内に第三十条の二十四各号に掲げる措置の概要を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

八の二　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いないもののうち、前号イからハまでに掲げるもの（以下「診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合

九・十　（略）

十一　第二十五条第二号から第五号まで（第二十五条の二の規定により準用する場合を含む。）に掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第五号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条の二第二号から第四号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合

十二　（略）

（新設）

十三　（略）

（新設）

（変更等の届出）

第二十九条　（略）

2　（略）

3　第二十四条第十三号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、十日以内にその旨を記載した届出書を、三十日以内に第三十条の二十四各号に掲げる措置の概要を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

（エックス線装置の防護）

第三十条　エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるように遮蔽すること。

イ～ホ　（略）

二　（略）

2　透視用エックス線装置は、前項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一～六　（略）

七　利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段を講じること。

3　（略）

4　胸部集検用間接撮影エックス線装置は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　（略）

二　受像器の一次防護遮蔽体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ（以下「空気カーマ」という。）が、一ばく射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

三　被照射体の周囲には、箱状の遮蔽物を設けることとし、その遮蔽物から十センチメートルの距離における空気カーマが、一ばく射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。ただし、エックス線装置の操作その他の業務に従事する者が照射時に室外へ容易に退避することができる場合にあつては、この限りでない。

5　（略）

（診療用高エネルギー放射線発生装置の防護）

第三十条の二　診療用高エネルギー放射線発生装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　発生管の容器は、利用線錐以外の放射線量が利用線錐の放射線量の千分の一以下になるように遮蔽すること。

二～四　（略）

（診療用放射線照射装置の防護）

第三十条の三　診療用放射線照射装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　放射線源の収納容器は、照射口が閉鎖されているときにおいて、一メートルの距離における空気カーマ率が七十マイクログレイ毎時以下になるように遮蔽すること。

二・三　（略）

（エックス線診療室）

第三十条の四　エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　天井、床及び周囲の画壁（以下「画壁等」という。）は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

（エックス線装置の防護）

第三十条　エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。

イ～ホ　（略）

二　（略）

2　透視用エックス線装置は、前項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一～六　（略）

七　利用線錐以外のエックス線を有効にしやへいするための適切な手段を講じること。

3　（略）

4　胸部集検用間接撮影エックス線装置は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　（略）

二　受像器の一次防護しやへい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ（以下「空気カーマ」という。）が、一ばく射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

三　被照射体の周囲には、箱状のしやへい物を設けることとし、そのしやへい物から十センチメートルの距離における空気カーマが、一ばく射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。ただし、エックス線装置の操作その他の業務に従事する者が照射時に室外へ容易に退避することができる場合にあつては、この限りでない。

5　（略）

（診療用高エネルギー放射線発生装置の防護）

第三十条の二　診療用高エネルギー放射線発生装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　発生管の容器は、利用線錐以外の放射線量が利用線錐の放射線量の千分の一以下になるようにしやへいすること。

二～四　（略）

（診療用放射線照射装置の防護）

第三十条の三　診療用放射線照射装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一　放射線源の収納容器は、照射口が閉鎖されているときにおいて、一メートルの距離における空気カーマ率が七十マイクログレイ毎時以下になるようにしやへいすること。

二・三　（略）

（エックス線診療室）

第三十条の四　エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　天井、床及び周囲の画壁（以下「画壁等」という。）は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

二　エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。ただし、第三十条第四項第三号に規定する箱状の遮蔽物を設けたとき、又は近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う等の場合であつて必要な防護物を設けたときは、この限りでない。

三　（略）

（診療用高エネルギー放射線発生装置使用室）

第三十条の五　診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

二・三　（略）

（診療用放射線照射装置使用室）

第三十条の六　診療用放射線照射装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

三・四　（略）

（診療用放射線照射器具使用室）

第三十条の七　診療用放射線照射器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

二・三　（略）

（診療用放射性同位元素使用器具使用室）

第三十条の七の三　診療用放射性同位元素使用器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。

二　診療用放射性同位元素使用器具の調製等を行う室（以下この条において「使用器具準備室」という。）とこれを用いて診療を行う室とに区画すること。

三　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

四　人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。

五　診療用放射性同位元素使用器具使用室である旨を示す標識を付すること。

二　エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。ただし、第三十条第四項第三号に規定する箱状のしやへい物を設けたとき、又は近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う等の場合であつて必要な防護物を設けたときは、この限りでない。

三　（略）

（診療用高エネルギー放射線発生装置使用室）

第三十条の五　診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

二・三　（略）

（診療用放射線照射装置使用室）

第三十条の六　診療用放射線照射装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

三・四　（略）

（診療用放射線照射器具使用室）

第三十条の七　診療用放射線照射器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

二・三　（略）

（新設）

六　内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとすること。

七　内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。

八　出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。

九　使用器具準備室には、洗浄設備を設けること。

十　前二号に規定する洗浄設備は、第三十条の十一第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。

十一　使用器具準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物のひろがりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第三十条の十一第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

（診療用放射性同位元素使用室）

第三十条の八　前条の規定は、診療用放射性同位元素使用室について準用する。この場合において、同条第二号中「診療用放射性同位元素使用器具の調製等を行う室（以下この条において「使用器具準備室」という。）」とあるのは「診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下「準備室」という。）」と、同条第九号及び第十一号中「使用器具準備室」とあるのは「準備室」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（診療用放射性同位元素使用室）

第三十条の八　診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。

二　診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下「準備室」という。）とこれを用いて診療を行う室とに区画すること。

三　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

四　人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。

五　診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。

六　内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとすること。

七　内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。

八　出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。

九　準備室には、洗浄設備を設けること。

十　前二号に規定する洗浄設備は、第三十条の十一第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。

十一　準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物のひろがりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第三十条の十一第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室）

第三十条の八の二　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下この条において「陽電子準備室」という。）、これを用いて診療を行う室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室に区画すること。

三　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

四～十二　（略）

（貯蔵施設）

第三十条の九　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　貯蔵施設の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、貯蔵施設の外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。

三～七　（略）

八　貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、ふた等を開放した場合において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるように遮蔽されている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。

イ　貯蔵時において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるように遮蔽することができるものとすること。

ロ　容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。

ハ　液体状の診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

ニ　貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具若しくは診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量を表示すること。

九　（略）

（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室）

第三十条の八の二　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下「陽電子準備室」という。）、これを用いて診療を行う室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室に区画すること。

三　画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。

四～十二　（略）

（貯蔵施設）

第三十条の九　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　貯蔵施設の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、貯蔵施設の外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。

三～七　（略）

八　貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、ふた等を開放した場合において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようにしやへいされている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。

イ　貯蔵時において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようにしやへいすることができるものとすること。

ロ　容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。

ハ　液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

ニ　貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量を表示すること。

九　（略）

（運搬容器）

第三十条の十　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器（以下「運搬容器」という。）の構造の基準については、前条第八号イからニまでの規定を準用する。

（廃棄施設）

第三十条の十一　診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「医療用放射性汚染物」という。）を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　廃棄施設の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。ただし、廃棄施設の外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。

二～六　（略）

2～4　（略）

（放射線治療病室）

第三十条の十二　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等の外側の実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは停在することのない場所であるか又は放射線治療病室（次項に規定する特別措置病室を除く。第三十条の十四の表の診療用放射線照射器具の使用の項の下欄及び第三十条の三十三において同じ。）である画壁等については、この限りでない。

二・三　（略）

2　（略）

（注意事項の掲示）

第三十条の十三　病院又は診療所の管理者は、エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室（以下「放射線取扱施設」という。）の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

（使用の場所等の制限）

第三十条の十四　病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

（運搬容器）

第三十条の十　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器（以下「運搬容器」という。）の構造の基準については、前条第八号イからニまでの規定を準用する。

（廃棄施設）

第三十条の十一　診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「医療用放射性汚染物」という。）を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　廃棄施設の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、廃棄施設の外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。

二～六　（略）

2～4　（略）

（放射線治療病室）

第三十条の十二　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等の外側の実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは停在することのない場所であるか又は放射線治療病室（次項に規定する特別措置病室を除く。第三十条の十四の表の診療用放射線照射器具の使用の項の下欄及び第三十条の三十三において同じ。）である画壁等については、この限りでない。

二・三　（略）

2　（略）

（注意事項の掲示）

第三十条の十三　病院又は診療所の管理者は、エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用器具、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室（以下「放射線取扱施設」という。）の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

（使用の場所等の制限）

第三十条の十四　病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
放射性同位元素装備診療機器の使用	（略）	（略）	（略）	（略）
診療用放射性同位元素使用器具の使用	診療用放射性同位元素使用器具使用室	手術室において一時的に使用する場合、移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室（第三十条の十二第一項第三号ただし書に規定する放射線治療病室及び特別措置病室を除く。）において使用する場合、集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室において一時的に使用する場合又は特別の理由によりエックス線診療室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用する場合（適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合に限る。）	（略）	（略）
診療用放射性同位元素の使用	（略）	手術室において一時的に使用する場合、移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室（第三十条の十二第一項第三号ただし書に規定する放射線治療病室及び特別措置病室を除く。）において使用する場合、集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室において一時的に使用する場合又は特別の理由によりエックス線診療室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用する場合（適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合に限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の貯蔵	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
放射性同位元素装備診療機器の使用	（略）	（新設）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（略）
診療用放射性同位元素の使用	（略）	手術室において一時的に使用する場合、移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室（第三十条の十二第一項第三号ただし書に規定する放射線治療病室及び特別措置病室を除く。）において使用する場合、集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室において一時的に使用する場合又は特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用する場合（適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合に限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の貯蔵	（略）	（略）	（略）	（略）

（医療用放射性汚染物の廃棄の委託）

第三十条の十四の二　（略）

第三十条の十四の三　廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる実効線量をそれぞれ同表の下欄に掲げる実効線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

（表略）

四～六　（略）

2　廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　前項第三号に掲げる要件を満たす遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

四～七　（略）

3　前条第一項に掲げる廃棄施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第一項第三号に掲げる要件を満たす遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

四～九　（略）

4　（略）

（患者の入院制限）

第三十条の十五　病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させてはならない。ただし、緊急やむを得ない場合であつて、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

2　（略）

診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の運搬	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（診療用放射性同位元素等の廃棄の委託）

第三十条の十四の二　（略）

第三十条の十四の三　廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる実効線量をそれぞれ同表の下欄に掲げる実効線量限度以下とするために必要なしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

（表略）

四～六　（略）

2　廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　前項第三号に掲げる要件を満たすしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

四～七　（略）

3　前条第一項に掲げる廃棄施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第一項第三号に掲げる要件を満たすしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

四～九　（略）

4　（略）

（患者の入院制限）

第三十条の十五　病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させてはならない。ただし、緊急やむを得ない場合であつて、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

2　（略）

診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の運搬	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（敷地の境界等における防護）

第三十条の十七　病院又は診療所の管理者は、放射線取扱施設又はその周辺に適当な遮蔽物を設ける等の措置を講ずることにより、病院又は診療所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における線量を第三十条の二十六第四項に定める線量限度以下としなければならない。

（放射線診療従事者等の被ばく防止）

第三十条の十八　病院又は診療所の管理者は、第一号から第三号までに掲げる措置のいずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置を講ずるとともに、放射線診療従事者等（エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（以下この項において「エックス線装置等」という。）の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るものをいう。以下同じ。）が被ばくする線量が第三十条の二十七に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならない。

一　遮蔽壁その他の遮蔽物を用いることにより放射線の遮蔽を行うこと。

二・三　（略）

四　診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室において放射線診療従事者等が呼吸する空気に含まれる放射性同位元素の濃度が第三十条の二十六第二項に定める濃度限度を超えないようにすること。

五　診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第三十条の二十六第六項に定める表面密度限度を超えないようにすること。

六　（略）

2　前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。

一～三　（略）

四　内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には三月を超えない期間ごとに一回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知つた時から出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

（敷地の境界等における防護）

第三十条の十七　病院又は診療所の管理者は、放射線取扱施設又はその周辺に適当なしやへい物を設ける等の措置を講ずることにより、病院又は診療所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における線量を第三十条の二十六第四項に定める線量限度以下としなければならない。

（放射線診療従事者等の被ばく防止）

第三十条の十八　病院又は診療所の管理者は、第一号から第三号までに掲げる措置のいずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置を講ずるとともに、放射線診療従事者等（エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（以下この項において「エックス線装置等」という。）の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るものをいう。以下同じ。）が被ばくする線量が第三十条の二十七に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならない。

一　しやへい壁その他のしやへい物を用いることにより放射線のしやへいを行うこと。

二・三　（略）

四　診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室において放射線診療従事者等が呼吸する空気に含まれる放射性同位元素の濃度が第三十条の二十六第二項に定める濃度限度を超えないようにすること。

五　診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第三十条の二十六第六項に定める表面密度限度を超えないようにすること。

六　（略）

2　前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。

一～三　（略）

四　内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には三月を超えない期間ごとに一回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知つた時から出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

（患者の被ばく防止）

第三十条の十九　病院又は診療所の管理者は、遮蔽壁その他の遮蔽物を用いる等の措置を講ずることにより、病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（取扱者の遮守事項）

第三十条の二十　病院又は診療所の管理者は、医療用放射性汚染物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一　診療用放射性同位元素使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。

二　放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第三十条の二十六第六項に定める表面密度限度を超えているものは、みだりに診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室から持ち出さないこと。

三　（略）

2　病院又は診療所の管理者は、放射線診療を行う医師又は歯科医師に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一　（略）

二　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者には適当な標示を付すること。

（放射線障害が発生するおそれのある場所の測定）

第三十条の二十二　病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に一回及び診療を開始した後にあつては一月を超えない期間ごとに一回（第一号に掲げる測定にあつては六月を超えない期間ごとに一回、第二号に掲げる測定にあつては排水し、又は排気する都度（連続して排水し、又は排気する場合は、連続して）放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を五年間保存しなければならない。

一　エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器を固定して取り扱う場合であつて、取扱いの方法及び遮蔽壁その他遮蔽物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、管理区域の境界、病院又は診療所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における放射線の量の測定

二　（略）

（患者の被ばく防止）

第三十条の十九　病院又は診療所の管理者は、しやへい壁その他のしやへい物を用いる等の措置を講ずることにより、病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（取扱者の遮守事項）

第三十条の二十　病院又は診療所の管理者は、医療用放射性汚染物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一　診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりこれらの室又は施設の外に出ないこと。

二　放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第三十条の二十六第六項に定める表面密度限度を超えているものは、みだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室から持ち出さないこと。

三　（略）

2　病院又は診療所の管理者は、放射線診療を行う医師又は歯科医師に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一　（略）

二　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者には適当な標示を付すること。

（放射線障害が発生するおそれのある場所の測定）

第三十条の二十二　病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に一回及び診療を開始した後にあつては一月を超えない期間ごとに一回（第一号に掲げる測定にあつては六月を超えない期間ごとに一回、第二号に掲げる測定にあつては排水し、又は排気する都度（連続して排水し、又は排気する場合は、連続して）放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を五年間保存しなければならない。

一　エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器を固定して取り扱う場合であつて、取扱いの方法及びしやへい壁その他しやへい物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、管理区域の境界、病院又は診療所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における放射線の量の測定

二　（略）

２　前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。

一・二　（略）

三　前二号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項目	場所
放射線の量	イ　エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ロ～ト　（略）
放射性同位元素による汚染の状況	イ　診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ロ　診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる放射線治療病室 ハ～ト　（略）

（記帳）

第三十条の二十三　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、次の表の上欄に掲げる室ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる装置又は器具の一週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ同表の下欄に掲げる線量率以下になるように遮蔽されている室については、この限りでない。

（表略）

２　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

一～五　（略）

３　（略）

２　前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。

一・二　（略）

三　前二号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項目	場所
放射線の量	イ　エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ロ～ト　（略）
放射性同位元素による汚染の状況	イ　診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ロ　診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる放射線治療病室 ハ～ト　（略）

（記帳）

第三十条の二十三　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、次の表の上欄に掲げる室ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる装置又は器具の一週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ同表の下欄に掲げる線量率以下になるようにしやへいされている室については、この限りでない。

（表略）

２　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

一～五　（略）

３　（略）

（廃止後の措置）

第三十条の二十四　病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十四項の規定に基づき、産業競争力基盤強化商品に関する省令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

産業競争力基盤強化商品に関する省令

産業競争力強化法第二条第十四項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる同項に規定する産業競争力基盤強化商品の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　半導体　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　演算を行う半導体であってトランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百ナノメートルを超えるもの

ロ　演算を行う半導体以外の半導体であって次に掲げるもののいずれかに該当するもの

（1）　電流若しくは電圧を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体であって、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素、炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの（半導体材料の内部又は表面に構造を形成し、当該構造に半導体同士又は半導体と導体が接触する接合構造を有し、当該接合構造の応答特性を利用するものに限る。）

（2）　光に関連する物理現象を電気的信号に変換し又は電気的信号を光に関連する物理現象に変換することができるといった固有の機能を果たすもの（半導体材料の内部又は表面に構造を形成し、当該構造に半導体同士又は半導体と導体が接触する接合構造を有し、当該接合構造の応答特性を利用するものに限る。）

（3）　物理現象若しくは化学現象（圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。）若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは化学現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たすもの（半導体材料の内部又は表面に構造を形成し、当該構造に半導体同士又は半導体と導体が接触する接合構造を有し、当該接合構造の応答特性を利用するもののうち、（1）及び（2）に掲げるもの以外のものに限る。）　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

二　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）

イ　電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいい、燃料電池を搭載しないものにあっては、搭載される蓄電池の容量が二十キロワット時以上のものに限る。）

ロ　充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気及び蓄電気を外部から充電する機能を備えているもので当該電力併用自動車に係る自動車検査証において当該電力併用自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが明らかにされている自動車をいい、搭載される蓄電池の容量が十キロワット時以上のものに限る。）

三　鉄鋼　高炉又は転炉を使用した鉄鋼の製造工程から電気炉を使用した鉄鋼の製造工程へ転換する場合における、その電気炉を使用して製造されるものであること。

四　基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するものを除く。）をいう。）次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　メタノール

ロ　エチレン

ハ　アセチレン

ニ　エタノール

ホ　プロピレン（異性体を含む。）

ヘ　ブチレン（異性体を含む。）

ト　ブタジエン

チ　ペンテン（異性体を含む。）

リ　ペンタン（異性体を含む。）

ヌ　イソプレン（異性体を含む。）

ル　ベンゼン

ヲ　ヘキセン（異性体を含む。）

ワ　ヘキサン（異性体を含む。）

カ　トルエン

ヨ　ヘプテン（異性体を含む。）

タ　ヘプタン（異性体を含む。）

レ　キシレン（異性体を含む。）

ソ　オクテン（異性体を含む。）

ツ　オクタン（異性体を含む。）

ネ　スチレン

ナ　イソノナン（異性体を含む。）

五　燃料　次に掲げる燃料の区分に応じ次に定める要件を満たすものであること。

イ　化石燃料と混合されていない燃料　ＡＳＴＭインターナショナルが定める合成炭化水素を含むジェット燃料油に関する規格（ＡＳＴＭ　Ｄ七五六六）を満たすものであること。

ロ　化石燃料と混合されている燃料　その混合前においてＡＳＴＭインターナショナルが定める合成炭化水素を含むジェット燃料油に関する規格（ＡＳＴＭ　Ｄ七五六六）を満たし、かつ、混合後においても当該規格を満たすものであること。

附　則

この省令は、令和七年三月二十五日から施行する。

（廃止後の措置）

第三十条の二十四　病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

告示

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

北海道知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和七年三月二十五日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
石狩川水系	豊平川	左岸　札幌市南区白川一八一四番三〇地先の白川橋下流端 右岸　札幌市南区藤野一条一〇丁目二一六番七九地先の白川橋下流端	左岸　札幌市南区南三二〇四番三地先の藻岩上流四〇〇メートル地点北海道管理区間下流端 右岸　札幌市南区真駒内公園一七番八九五地先の藻岩上の橋上流四〇〇メートル地点北海道管理区間下流端	豊平川水位観測所	札幌管区気象台 北海道空知総合振興局
	芽室川	左岸　河西郡芽室町芽室南二線五二番三地先の西芽室橋下流端 右岸　河西郡芽室町芽室南三線五一番一地先の西芽室橋下流端	左岸　河西郡芽室町芽室北二線二八番一地先の十勝川への合流点 右岸　河西郡芽室町芽室北一線二五番六地先の十勝川への合流点	芽室川水位観測所	釧路地方気象台 北海道十勝総合振興局
十勝川水系					

二　開始期日　令和七年三月二十五日十三時

埼玉県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和七年三月二十五日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
利根川水系	中川（中川中流部）	左岸　春日部市下柳一一六七地先 右岸　春日部市牛島一三二三の一地先（倉松川合流点）	左岸　北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上一六七二の一地先 右岸　北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通一八七六の一地先	牛島水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課

水防活動用洪水予報及び警報の運用変更について

秋田県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、平成二十四年八月八日官報第五千八百五十九号に掲載した雄物川水系太平川における洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報に係る公示の一部を次のとおり変更します。

令和七年三月二十五日

気象庁長官　野村　竜一

一　次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関		
		上流端	下流端				
利根川水系	利根川	左岸 越谷市大字野島字川端七三番の一地先 右岸 越谷市大字三野宮字中川原六〇番の三地先	左岸 春日部市大字増田新田字南三一三番地先 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五一五番地先	左岸 越谷市中島地先（中川合流点） 右岸 越谷市東町二丁目地先（中川合流点）	左岸 吉川市川野地先（中川合流点） 右岸 越谷市中島地先（中川合流点）	三野宮水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課
	新方川			増林水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課		
	元荒川						

改正前

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
利根川水系	大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野二三三番地先 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目一四地先	左岸 北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点） 右岸 越谷市増森地先（中川合流点）	杉戸水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課

二　開始期日　令和七年三月二十五日十三時

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
上越市大字安江字尾神四八〇番一地内	

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十六日

(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年３月25日

北陸地方整備局長　髙松　諭

1　河川の名称　信濃川水系梓川

2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防

3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3742番地先から長野県松本市梓川倭3664番地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　松本市長　臥雲　義尚
　住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系梓川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3235番５地先から長野県松本市梓川倭3431番１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　松本市長　臥雲　義尚
　住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系梓川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3981番地先から長野県松本市梓川倭3905番４地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　松本市長　臥雲　義尚
　住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系魚野川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県魚沼市伊勢島字町尻263番地先から新潟県魚沼市伊勢島字東浦55番３地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　魚沼市長　内田　幹生
　住所　新潟県魚沼市小出島910番地
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系魚野川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県魚沼市堀之内字五軒屋敷2801番地先から新潟県魚沼市堀之内下夕島4212番８地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　魚沼市長　内田　幹生
　住所　新潟県魚沼市小出島910番地
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

産　　業

日本産業規格

令和７年３月25日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年３月25日　　厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

ヘルスケア製品の処理行為―医療機器の処理行為に関して医療機器製造業者が提供すべき情報―第１部：クリティカル及びセミクリティカル医療機器	Ｔ17664―１
ヘルスケア製品の処理行為―医療機器の処理行為に関して医療機器製造業者が提供すべき情報―第２部：ノンクリティカル医療機器	Ｔ17664―２

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

ストーマ用品の試験方法	Ｔ9233

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

ゴム製品の生物学的安全性に関する試験方法	Ｔ9010

令和７年３月25日に下記の日本産業規格を制定及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年３月25日　　厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

土工機械―機能安全―第２部：制御システムの安全関連部のハードウェアの設計及び評価並びにアーキテクチャ要求事項	Ａ8341―２
プレス機械―安全性―第１部：一般安全要求事項	Ｂ6411―１
プレス機械―安全性―第２部：機械プレスの安全要求事項	Ｂ6411―２
プレス機械―安全性―第３部：液圧プレスの安全要求事項	Ｂ6411―３

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

プレス機械―サーボプレスの安全要求事項	Ｂ6410

令和７年３月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年３月25日　　国土交通大臣　中野　洋昌

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

吸着層工法における吸着性能の試験方法―第１部：バッチ試験	Ａ1291―１
吸着層工法における吸着性能の試験方法―第２部：カラム試験	Ａ1291―２

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

令和７年３月25日に下記の日本産業規格を制定及び改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年３月25日　　国土交通大臣　中野　洋昌

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

電車線路設備耐震設計	Ｅ2011

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

鉄道車両―電気品―第３部：直流遮断器	Ｅ5004―３
鉄道車両―電気品―第４部：交流遮断器	Ｅ5004―４
鉄道車両―電気品―第５部：高圧ヒューズ	Ｅ5004―５

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

令和７年３月25日に下記の日本産業規格を制定及び改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年３月25日　　国土交通大臣　中野　洋昌

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

船舶及び海洋技術―救命及び防火―救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇用シー・アンカー	Ｆ3309

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

舟艇―舟艇の識別―番号付与システム	Ｆ0080
船舶及び海洋技術―海上安全―膨張式救命器具のガス膨張システム	Ｆ2805
フラッシュバット溶接アンカーチェーン	Ｆ3303

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。